

むつ市議会第195回定例会会議録 第4号

議事日程 第4号

平成20年3月14日(金曜日)午前10時開議

諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問(市政一般に対する質問)

(1) 4番 目時 睦 男 議員

(2) 13番 佐々木 隆 徳 議員

(3) 18番 横 垣 成 年 議員

(4) 10番 千 賀 武 由 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（28人）

1番	川	下	八十	美	3番	新	谷	泰	造
4番	目	時	睦	男	5番	高	田	正	俊
6番	新	谷		功	7番	白	井	二	郎
8番	馬	場	重	利	9番	山	本	留	義
10番	千	賀	武	由	11番	菊	池	広	志
12番	富	岡		修	13番	佐々	木	隆	徳
14番	野	呂	泰	喜	15番	岡	崎	健	吾
16番	鎌	田	ちよ	子	17番	工	藤	孝	夫
18番	横	垣	成	年	19番	富	岡	幸	夫
20番	斉	藤	孝	昭	21番	中	村	正	志
22番	浅	利	竹二	郎	23番	川	端	一	義
24番	半	田	義	秋	26番	佐々	木		肇
27番	山	崎	隆	一	28番	川	端	澄	男
29番	村	川	壽	司	30番	村	中	徹	也

欠席議員（1人）

2番 澤 藤 一 雄

説明のため出席した者

市長	宮	下	順一	郎	収入役	田	中		實
教員	山	本	文	三	教育長	牧	野	正	藏
公管	杉	山	重	一	代監	菊	池	十	四
選委	佐々	木	鉄	郎	農委	立	花	順	一
総務部長	齋	藤		純	総務	西	堀	敏	夫
企画部長	阿	部		昇	企理	近	原	芳	栄
民生部長	佐	藤	吉	男	保健	佐	藤	節	雄
経済部長	佐	藤	純	一	建設	成	田		豊
建設	石	田	三	男	教育	新	谷	加	水
公企	小	川	照	久	監査	遠	藤	雪	夫

總副管	務理課	部部長	新	谷	正	幸	企次	画	部長	千	船	藤	四	郎
企副財	画理課	部部長	鈴	木	克	郎	民次	生	部長	下	山	益	雄	
保福次	社	健部長	鴨	澤	信	幸	選委事	拳員局	理會長	大	芦	清	重	
農委事	員局	業會長	村	川	修	司	教委事	員務課	育会局事長	須	藤	徹	哉	
教委事副字課	員務理校教	育会局事育長	宮	木	則	男	民環課	生対	部部長	清	藤	巡	一	
保福信九課	社家	健部庭長	澤	畑	正	敏	經水	濟課	部部長	笠	井	哲	哉	
出納主	室幹		山	口	辰	美	教委事	員務主	育会局課幹	杉	澤	健	一	
總防調課	務整補	部災課佐	工	藤	初	男	民環對課	生策補	部境課佐	東		雄	二	
川庁舎業	所振	内長	工	藤	昭	治	大庁舎業	所	畑長	伴		邦	雄	
大産課	畑業	舎興長	澤	谷	松	夫	脇庁舎業	所	沢長	船	澤	桂	逸	
脇庁産課	野業	沢舎興長	片	山		元	脇庁教委	野員課	沢舎育會長	山	崎	秀	春	
總務課	務課	部長	松	尾	秀	一	總總行	務務係	部課長	吉	田		真	
總總行主	務務政	部課係任	栗	橋	恒	平								

事務局職員出席者

事務局長 小 島 昭 夫
総括主幹 柳 田 諭
庶務係長 濱 村 勝 義
主任主査 井 戸 向 秀 明
議事係主

総括主幹 工 藤 昌 志
庶務係長 金 澤 寿 々 子
調査係主査 石 田 隆 司

開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（村中徹也） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は26人で定足数に達しております。

諸般の報告

○議長（村中徹也） 本日諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（村中徹也） 本日の会議は議事日程第4号により議事を進めます。

日程第1 一般質問

○議長（村中徹也） 日程第1 一般質問を行います。

今日は、目時睦男議員、佐々木隆徳議員、横垣成年議員、千賀武由議員の一般質問を行います。

目時睦男議員

○議長（村中徹也） まず、目時睦男議員の登壇を求めます。4番目時睦男議員。

（4番 目時睦男議員登壇）

○4番（目時睦男） おはようございます。市民クラブ会派の目時睦男であります。むつ市議会第195回定例会に当たり、通告に従い一般質問をいたします。市長初め理事者におかれましては、市民本位の市政確立の観点からの質問をいたしますので、真摯に受けとめ、誠意ある答弁をご期待申し上げます。

ことしの冬の長期予報では、大雪が予想されておりましたが、降雪量が少なく、財政再建の折、心配された除雪費の増額をすることなく春を迎えられ、胸をなでおろしておるところであります。気温は真冬日が続き、インフルエンザ警報が出るなど、寒さの厳しい冬でありました。一方、市民生活はどうかといえば、自由主義経済のもと、大企業は増収、増益で日本経済はいざなぎ景気を超えたとされていますが、我々地方の企業や庶民の実態は相変わらずの長引く景気低迷が続き、減収、減益、企業倒産、リストラ、就職難と産業格差、地域格差が拡大し続け、加えて医療、介護、福祉の切り捨てなど、生存権さえも奪おうとしており、内閣支持率の低下が示すように、政治の転換を求める声が高まっています。

そのような市民生活の実態から、今定例会で平成20年度予算の審査を行っているところでありますが、所得申告時期を迎えている今日、先ほど申し上げました本市の産業経済状況から来年度の市民税減額が容易に予想されるのであります。そのような中、財政再建途上にある本市財政は、真に市民生活に直結する事業を中心に考えるべきと思うところであります。

いよいよ春本番を迎えるこの時期、子供たちにとっては別れ、出会い、旅立ちの卒業、入学、就職シーズンでもあります。しかし、将来に夢と希望を持つ多くの若者が地元で働く場がないことから、親元を離れての生活を余儀なくされ、地元はますます高齢化に拍車がかかり、活力が減退しつつあります。私は、今定例会において活力あるむつ市を構築するため、通告に従い、地元産業の振興と人材育成、入札制度のあり方について質問いたします。

質問の最初は、産業振興策について伺います。宮下市長は、昨年の市長選挙で7つの政策を掲げ、産業政策においては「むつ市のうまいは日本一」

を目指し、農水畜産物の地域ブランド化を推進して販売促進を図ると約束しており、私は停滞している地域経済状況を考えたとき、むつ市の産業経済の発展に当を得た政策であると思うところであります。

ご承知のとおり、イカの町大畑は、近年著しい不漁に見舞われていることから、漁業者の間で漁獲変動の大きいとる漁業から計画生産可能なつくり育てる漁業への転換、実現が必要と考え、その具現化のため収益性の高い魚類養殖の企業化を実現し、漁業経営の安定化、広くは漁業後継者の育成を図り、地域活性化に寄与することを目指し、つくり育てる漁業の積極的推進、安定化に努め、養殖漁業の研究、試験、改良など、漁業技術の習得及び生産性の向上並びに漁業経営の合理化を図り、もって活力ある近代的漁業の振興に資することを目的に漁業者7名で平成元年に大畑さけ・ます養殖漁業研究会を立ち上げ、町、県の支援を受け、海峡サーモン養殖に取り組みました。しかし、養殖技術の確立はしてきたものの、全国的に輸入物の増加や魚価の低迷が続き、知名度も低く、フィレ等が大量に余る年もあり、市場やホテルに出荷しようとしたが、思うように売り込めなかったことなどから、負債を抱え、平成14年12月に解散をしたのであります。

その後、この事業をぜひ成功させたいとの思いから、平成15年7月に漁業者8名の出資で北彩漁業生産組合を設立し、県下北ブランド研究開発センターを初めとした関係機関の協力を得ながら、ブランド力アップに向けた海峡サーモンまつり、即売会、加工品開発、高鮮度出荷、こん包箱の改良などを行っての販売促進と直販を中心とした高品質な加工開発やインターネットを利用した販売方法などを行った結果、事業開始当初の生産量14トン、売り上げ1,100万円でありましたが、平成19年度は生産量23トン、売り上げ3,100万円と

倍以上の事業実績を示し、来年度は生産量36トン、売り上げ4,500万円を目標としているとのことであります。

そこで、市長にお伺いいたしますが、現在大間マグロがブランド品として全国に広まっていますが、我がむつ市のブランド品素材としては、大畑の海峡サーモン、スルメイカを初め川内のホタテ、ナマコ、脇野沢の焼干などがあり、下北ブランド開発推進協議会が農林水産物及び加工品について、下北ブランド産品認証制度を発足し、そのあかしとしてロゴマーク表示をするなどの取り組みをしてありますが、地域ブランド化に向けたむつ市としての具体的施策を財政配置も含め、お示し願います。

次に、先ほど申し上げましたように、北彩漁業生産組合は、海峡サーモンの加工品を下北ブランド産品として認証を受けるなど、生産販売に意欲的に取り組んでいますが、平成16年12月の三陸沖低気圧被害により2基の生けす網が破れ、1万7,400尾、7,800キログラムすべてが逃げ出し、これが次年度以降の生産量減少と販路縮小につながり、1,000万円以上の被害を受け、加えて売り上げ減少が資金繰りに大きな影響を及ぼしました。しかし、ここで海峡サーモンの養殖を終わらせてはいけなないと思い、継続して頑張っているのであります。

当組合は、今後増産をし、雇用拡大につなげたいとの思いをしておりますが、現行の漁業共済制度では被害を受けた際の救済措置が制度上適用除外となっていることから、漁業協同組合を通じ、制度改正を働きかけてはおりますが、漁業の活性化とブランド力アップに意欲を持って取り組んでいる事業者に対し、被害を受けた際、漁業共済の制度改正が確立される間、市として何らかの救済措置を講ずる必要があると考えますが、いかがでしょうか。

次に、人材育成についてお伺いいたします。ジュニア大使派遣事業は、平成2年、米国ワシントン州ポートエンジェルスに本拠地を持つロゴス・ミュージカルのみつ公演を契機として交流の機運が高まり、北のパイオニア、みつ国際交流協会が中心となり、中学生、高校生を含む市民使節団が民間大使の派遣、高校生の交換留学、長期留学生の交換事業などの活動により友好と親善の輪が広がり、結果として平成7年5月、ポートエンジェルズ高校と田名部高校との姉妹校の提携、ポートエンジェルズ市、半島国際交流協会とみつ国際交流協会との姉妹団体の提携がされ、さらに市民レベルでの教育、文化、スポーツ及び経済など、幅広い分野での交流活動の持続的な展開を図るべく、同年8月13日にポートエンジェルズ市において姉妹都市の盟約を締結したのでありますが、ポートエンジェルズ市のジュニア大使派遣事業は、姉妹都市の盟約締結を契機に次代を担う中学生を学校訪問を通じて交流を深めるとともに、両市の友好親善に努め、国際感覚を養い、国際社会に貢献できる人材の育成を図ることを目的に平成9年から実施され、平成13年はニューヨークテロ事件のため中止をいたしました。本年まで毎年実施しております。

国際化時代と言われる今日、次代を担う多くの子供たちが他国の伝統、文化、歴史、教育など多くのことを学び、体験をし、そうした中から自分の国や自分の地域を見詰め直し、さらにそれを周りに伝え広めることはまさに国際感覚豊かな人材育成につながり、今後国や地域にとっても大変意義深いものであると考えるところであります。

このジュニア大使派遣事業がことしでちょうど10回目の節目となったことから、私は1月に派遣されましたジュニア大使派遣報告会に参加させていただいたところであります。そこで、今後この事業の充実強化を図る観点から、幾つかの点につ

いてお伺いいたします。

第1点目は、本事業は10回を数え、考えてみますと、平成9年にジュニア大使を経験した生徒は、現在25歳か26歳の青年に達していると思います。その子供たちがどのように育ち、どのように生き、どのように社会と向き合っているのかなどを含めたこの間の当事業に対する成果、反省点を総括し、今後の派遣事業に生かすべきと考えますが、この間の総括を行っていましたら、その内容、行っていないとすれば、今後の計画をお示し願います。

第2点目は、派遣大使は各学校を通じ応募を受け、学校教育課長を委員長に秘書課長、団長、中学校長で構成する選考委員会で参加申込書、作文、面接状況、個人調書の資料をもとに選考しておりますが、選考委員は行政内部だけになっており、目的からして民間の委嘱も考慮すべきと考えますが、いかがでしょうか。

第3点目は、この間10回の大使は118名ですが、学校別では田名部中学校33名、みつ中学校22名、大平中学校23名、大湊中学校14名、関根中学校8名、近川中学校5名、角違中学校1名、旧大室平中学校1名、大畑中学校4名、川内中学校2名、脇野沢中学校1名となっております。学校ごとの生徒数の違い、旧町村の学校は合併後からの派遣という事情はありますが、体験内容を多くの生徒に伝達報告し、学校教育に生かすことの重要性を考えたとき、選考に当たっては学校ごとのバランスを考慮すべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

第4点目は、帰国後各学校において報告会など創意工夫した取り組みを行っているのかどうか。実施してありましたら、その内容をご紹介いたします。

第5点目は、過去10回の派遣に当たり、具体的行程を旅行会社に委託実施しておりますが、委託先を見ますと、同じ旅行会社に8回委託されてお

ります。委託先決定に至る経過をご説明願います。

最後に、入札制度についてお伺いいたします。
難産の末、新むつ市が誕生し、ちょうど満3年となりましたが、市民の皆さんが安全で安心して生活できる道路、港湾、上下水道など、ライフラインとしての社会資本整備を初め、公共施設などの環境整備に努力をしているのでありますが、国・県の公共事業費の落ち込みに加え、本市も財政事情から発注工事が年々減少傾向にあり、建設、建築業界は厳しい経営環境にあることはご承知のとおりであります。本市は、従来から、各種工事や物品購入などの発注は指名競争入札制度を導入しておりますが、その執行に当たって、公正公平で透明性のあるものでなければなりません。そのような観点から、幾つかの点についてお伺いいたします。

その1つは、指名競争入札参加資格者の工種ごとの等級を国・県は公表しておりますが、本市は公表しているのでしょうか。

2つ目は、請負工事など業者指名基準要綱にあるように、等級によるだけでなく、特殊性のある工事については技術や施工管理能力を考慮した選考をしているのかどうか。

3つ目は、工事完成品が十分な品質を確保しているのかが問われている昨今、技術面、施工管理面はもちろん、品質管理面に努力している資格者を指名選考するシステムが必要と考えますが、いかがでしょうか。

最後に、4点目ではありますが、合併協議での議論経過や合併後同僚議員も発言しておりますが、画一的ではなく、地元業者優先を考慮した指名をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上について申し上げ、壇上からの質問といたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 目時睦男議員のご質問にお答えいたします。

まず、漁業振興策についての第1点目、地域ブランド化に向けた具体的施策はについてであります。本市の農林水産業は、多様で豊富な農林水産物を生産し、市経済や地域社会を支える基幹産業であり、蓄積されたすぐれた技術力、広大な農地や山林、豊かな漁場などを有する産業であります。これら農林水産物の地域ブランド化を進めるためには、消費者にすぐれた商品として認識、評価され、売れる商品となることが重要であることから、生産地では消費者ニーズをとらえ、他産地と差別化でき、生産者がこだわりを持って農林水産物を安定的に供給できる取り組みが求められているところであります。既に本市では、ヒラメ、ナマコ、マダラ、一球入魂かぼちゃ、四季成りいちごなど農林水産物の地域ブランドづくりに向けた取り組みが始まるなど、特に海峡サーモンにつきましては、こだわり特産品のブランド化を目指す機運が高まっていると伺っております。

本市のすぐれた産品をすぐれた商品として売り込んでいくためには、むつ市産品を多くのお客様に印象づけ、認知度の向上と総合イメージづくりを攻めの姿勢を持って進める考えから、経済部内に「むつ市のうまいは日本一」啓蒙拡大推進会議を立ち上げ、鋭意その具体化、事業化に向けた検討に取り組んでいるところであります。

先日、下北食の祭典会場においてのむつ市産品のPRや地元スーパー等と連携した「むつ市のうまいは日本一」フェアの開催、さらには今後ホームページを活用した商品情報発信によるむつ市のファンづくり、むつ市産品を応援してくれる協力店の拡大など、関係機関及び関係者と一体となった取り組みを展開してまいりたいと考えております。

市といたしましては、引き続き国の地方再生に

対する支援事業及び県の助成事業等を活用しながら、「むつ市のうまいは日本一」のキャッチフレーズのもと、生産者が農林水産業に携わってよかった、この仕事を続けたい、そういう思いを持ってもらえるよう、あらゆる機会をとらえて販路拡大及びブランド化に努めてまいります。

次に、ご質問の第2点目、海峽サーモン養殖被害に対し救済措置を図れについてであります。海峽サーモンは、平成元年当時、イカ釣り漁業を主体としたとる漁業の危機的状況を脱却し、計画生産可能なつくり育てる漁業へ転換するため、漁業者有志により設立された大畑さけ・ます養殖漁業研究会が開発されたと同っております。その間、養殖試験等さまざまな実践をもとに養殖技術を確立し、それらを活用した養殖事業は現在の北彩漁業生産組合に引き継がれております。その後平成16年の大しけにより養殖生けすが大破し、大量の養魚が流出する被害を受けながらも、経営を立て直し、下北ブランド研究開発センターを初め関係団体のご支援を受けながら養殖規模を拡大し、海峽サーモンのブランド化に取り組んでいると同っております。しかしながら、養殖規模が拡大すればするほど、災害等による被害対策が心配されるわけではありますが、現状の漁業共済制度では、議員ご指摘のとおり、海峽サーモンの養殖事業は対象漁業となっておりますが、漁業共済制度の改正が平成21年度に予定されていることから、制度の改正に当たって対象漁業となり得るよう大畑町漁業協同組合とも連携し、県や関係機関に要望しているところであります。

また、制度化される間の被災措置につきましては、必要とされる場面が生じた時点で検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

2点目の人材育成につきましては、教育委員会より答弁を申し上げます。

次に、入札制度の適正化についてのご質問にお答えいたします。まず、指名競争入札参加有資格者に係る等級の公表についてであります。むつ市公共工事の入札及び契約に係る公表事項取扱要綱に基づき、工事請負に係る指名競争入札参加有資格者の名簿を公表しておりますが、議員ご指摘の工種ごとの等級につきましては、談合防止の観点から公表しないこととしております。

次に、特殊性のある工事に係る業者の選定につきましては、その工事の特殊性を考慮したうえで指名業者の適格性についてむつ市請負工事等業者指名審査会に諮っておりますが、その際には技術面や施工管理能力、また同種工事の実績を十分に審査し、業者を選定しております。

次に、品質管理面に努力している有資格者を指名することの必要性であります。指名競争入札参加者の資格審査に当たりましては、過去における工事实績、工事成績はもとより、主任技術者や管理技術者の配置など、その業者の有する品質管理能力も十分に審査しており、これらを踏まえまして指名することとしております。

次に、地元業者優先を考慮した指名についてであります。平成17年5月の旧3町村商工会からの要望を踏まえ、むつ市契約規則等法令に基づき工事の種類、金額に応じて地域性を考慮した指名を最優先に入札を執行しており、地元業者の受注機会の確保を図ることとしております。当市における入札制度につきましては、公正性や公平性及び透明性を図る意味から、さまざまな改善を行ってきたところでありますが、今後におきましても、さらなる適正化に向けて取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 教育長。

（牧野正蔵教育長登壇）

○教育長（牧野正蔵） ジュニア大使派遣事業についてのご質問にお答えいたします。

目時議員におかれましては、当事業の意義やこれまでの経緯を深くご理解いただいておりますこと、また1月末に行われました今年度のジュニア大使の報告会にご足労いただきましたことに対し、改めて御礼を申し上げますところでございます。

まず、ご質問の1点目、当事業の成果及び反省等の総括についてであります。この事業を開始いたしました平成9年度から平成14年度までは大使経験者の一人一人に中学校卒業後の進路を電話等により聞き取りで調査してまいりましたが、プライバシーの保護や個人情報の扱いに配慮しなければならないことから、現在は調査を控えているところであります。しかし、私どもが受けております情報では、大方9割以上の大使経験者が有名私立大学や国立大学を初めとする難関大学への進学を果たし、その後一流企業に就職したり、あるいはむつ市に戻り、教員として地域の教育に貢献している例も出てきておるところであります。また、大学進学を選択しなかった場合におきましても、自衛官や地元企業で活躍している姿が見られ、このことからこの事業の成果が確実にあらわれているものと認識しているところでございます。

次に、この事業の改善点であります。平成11年度の第3回派遣までは、できるだけ多くの国を体験させるということで、アメリカ合衆国の隣国であるカナダのピクトリアへも訪問いたしました。現在はポートエンジェルズ市民との触れ合いを大切にするため、養護施設や老人ホーム等でボランティア活動をしたり、さらには小中一貫教育を今後推進することを見据えながら、今年度は現地のルーズベルト小学校、ドライクリーク小学校を訪問するなど、内容の見直しに努めているところでございます。今後ともポートエンジェルズ市からの要望等も勘案しながら、当事業の評価、改善を進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の選考委員の人選についてであり

ます。教育委員会といたしましては、民間人に選考委員を委嘱した場合、その方の友人や親戚等の関係において、選考で苦しんだり公平性が保てないことがあるのではないかと懸念し、これまでは行政と学校関係に選考委員をお願いしてきたところでございます。しかしながら、今後の選考委員の委嘱に当たりましては、議員のご提言を踏まえながら慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目の選考における学校ごとのバランスについてであります。今年度は、13名に対し、36名の希望者があったように、例年派遣人数に対して3倍から5倍の応募者があります。また、どの生徒も甲乙つけがたいため、大変苦勞して選考を行っているのが実情であります。

選考に当たりましては、意欲があるか、大使としてふさわしい資質があるかなど、基準に従って行っているところであります。しかしながら、それぞれの学校におきまして、事業の成果を学校教育活動に生かすことは、議員ご指摘のとおり大変重要でありますので、可能な限りこれまでと同様に学校ごとのバランスを考慮してまいりたいと考えております。

4点目の報告会の実施についてであります。各中学校はビデオや報告書を活用しながら、その成果を発表する機会を設けております。また、大使たちが制作しました壁新聞を校内に掲示し、当事業に対する興味、関心を高めるよう工夫がなされ、結果として応募への動機づけにつながっているところであります。

最後に、5点目の旅行者の選定についてであります。新聞や雑誌などの広告で格安チケットというたい文句をよく耳にいたしますが、教育委員会といたしましては、海外旅行が初めての子供やご家庭が多いことから、パスポートの申請の仕方、旅行申し込みへの記入の仕方、円からドルへ

の換金、あるいは何を持参したらよいか、何を着ていったらよいか、荷物をどのように詰めたらよいか、出入国審査のポイントは何かなど、細かい問い合わせに対しましても、即時に対応できるよう地元で所員が常駐しております複数の事業所に見積もりを提出いただいているところであります。同時に、説明会を開催し、添乗員同行の有無や海外での緊急対応能力を見きわめたうえで、最終的に費用総額によって決定しているところであります。

以上、ご質問にお答えしてまいりましたが、議員ご指摘のとおり、人材の育成は教育の最重要課題としてとらえているところであります。教育委員会といたしましては、今後とも鋭意努力してまいりますので、一層のご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げます。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（目時睦男） ご答弁ありがとうございます。

それでは、再質問であります。先ほどの答弁の中でブランド化に向けて具体的に検討を図っていくと、いろんな施策を検討していくというふうなことでありますが、若干内容について再度お聞きをしたいわけがあります。

過半の平成20年度の予算審査特別委員会での議論内容も含めて、予算に「むつ市のうまいは日本一」というようなことで、先ほど市長答弁の中にもありましたように、プロジェクトを立ち上げまして、86万5,000円の予算を計上しているわけですが、このプロジェクトの構成なり具体的にどのような検討課題を考えているのかお聞きをしたいと思います。

それと、もう一つは、県の機関であります下北ブランド研究開発センターを中心として、本市も入っているわけですが、官民含めた下北ブランド開発推進協議会が設置をされ、努力をいた

だしているわけであり。このブランド化に向けて、今後この協議会との連携をどのように図っていく考えなのか、お知らせを願いたいと思いません。

それと、救済措置の関係であります。先ほどの市長答弁の中で具体的に漁業共済の改正が平成21年度に向けて国も鋭意検討しているというふうなことで答弁いただきました。私も大いにそのことについては期待をしているわけですが、先ほども壇上で言いましたように、この北彩漁業生産組合、30代、40代のこれからの漁業者の方々が中心であります。こういう第1次産業の次の後継者として頑張っている中で、とりわけあの生けすは津軽海峡の荒海の中にあるという状況から、高波とか津波等があった場合には被害をもちに受ける条件にあるわけであり。この漁業共済の改正がされるまでの間、これは事業としてやっていくわけであり。そういう中で今事業者のほうは、また生けすが被害を受けたということになると、被害の状況からもう再起はできないというふうな状況が想定されると。こういうようなことで、生産量の増殖をしていきたいということも考える中で、被害に遭った場合の資金繰りというか、そういう再生できる手だてが一番心配だということがあるので、現在のところ増殖というようなことについて踏み切れないでいる実情にもあることを聞き及んでおります。先ほど市長答弁の中で、その際には漁業共済の改正がされるまでの間、被害に遭ったときには、市としても検討をすると、こういう答弁であります。その辺の事業者の心意気も含めて心配な点の払拭に向けて再度市長の決意をお聞きをしたいと思いません。まず、その点についてお願いします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） まず1点目のこのプロジェクトの内容というふうなことでございますけれど

も、詳細につきましては担当部長よりご説明を申し上げます。私は政策の柱として壇上でもお話をいたしましたように、「むつ市のうまいは日本一」ということで、非常に景色だとか人柄だとか、歴史、文化、そういうふうなものは大体自ら政治の道に入りましてからも理解をしていたつもりでございました。しかしながら、この合併をした後にさまざまな地区を訪問させていただいた中で、非常に食の部分、こういう部分がまず何か地元でも非常にまだ理解が、認識が不足しているところがあるのではないかなと、こういうふうな思いで政策の大きな柱として「むつ市のうまいは日本一」ということで、まずこの地域の食のいいものを地元で認識しようと、むつ市全体で認識しようと。そして、認識をすることによって、その食が評価され、そしてそれが商品として売れていこうと。そういう発想から「むつ市のうまいは日本一」という、地元で自信と誇りを持って食べ、そしてそれをPRしていこうというふうな、これが発想のきっかけでございました。

そういう意味で、今後この海峽サーモン、一昨年だったでしょうか、農林水産大臣賞か何か、そういうプレゼンをするということで、そのお話も伺い、また議員お話しのとおり、インターネット販売をするとか、そしてまたゆうパックだとか、そういう部分、さらに冷凍の海峽サーモン、そして今では西京漬けだったでしょうか、そういう形で、非常にこの下北ブランド研究開発センターと力を合わせてさまざまな商品を開発し、今店頭に並んでいるということで非常に心強く思っております。また、後継者30代、40代の方々が非常にその部分で意欲を持って、この育てる漁業に邁進しているということには敬意を払っておりますし、また行政としてできるものをしっかりとサポートしていかなければいけないと、こんな決意でこの政策の一環として地域ブランドこれを育てていき

たいという決意を持っているところであります。

それから、下北ブランド開発推進協議会との連携の方向性ということにつきましては、担当のほうから答弁をさせていただきます。

さらに、3点目のその被害につきまして、この部分につきましては、壇上でもお答えいたしましたように、またご理解もいただいたと思っておりますけれども、平成21年度の制度改正というふうなことで、私どもとして県、関係機関に強く要望しておりますし、またこの部分で、大畑町漁業協同組合としっかりと連携をとりながら、その対象漁業となるべく今努力をしているところであります。

さらに、被害が起きたらというふうなことですけれども、その部分につきましては、そういうことは決して起きてほしくないわけでございますけれども、必要とされる場面が生じた場合には、市としてもそれなりに検討をしっかりとしていかなければいけないし、さらにその養殖事業に携わる北彩漁業生産組合の方々にも、その生けすの維持管理、それから特に暴風雨、そういう場合につきましての監視体制も十分とっていただき、また行政と連絡をとり合いながら、その維持管理をしっかりとさせていただきたいし、またその部分で担当のほうとの連携も深めていただきたいと、こういうふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

その余につきましては、担当よりご説明申し上げます。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（佐藤純一） 水産振興にかかわるハードな面について、今予算のご審議いただいているわけですが、ハードな面については、今まで産業廃棄物ではないのかというふうないろいろご議論いただいたホタテの貝殻を再利用、活用したナマコの増殖を脇野沢、川内、むつ市漁協で、平成20年度の予算で新たに取組もうとしており

ますし、大畑地域については、サケの海中飼育や、ヤリイカの栽培所というふうなつくり育てる漁業について、いろんな意味で要望を受けている事業を今予算に盛り込んだところでございます。

ご質問の「むつ市のうまいは日本一」プロジェクト事業は、そういうハードな面と別に、消費者、市民の方々にこれだけむつ市ではうまいものが生産されているよと、どうぞ地元のを食べてください、買ってほしいという意味のプロジェクト事業でございまして、むつ小川原地域の助成金を利用いたしまして、この「むつ市のうまいは日本一」のロゴマークの制作費、あるいは小さなのぼり、それから旗とか、そういうふうなものを制作していただいて、それを「むつ市のうまいは日本一」のフェアなり、あるいは市内の各商店にそれを置いていただいて、ぜひむつ市の産品を何とかたくさん取り扱っていただきたいという思いを込めて、今むつ小川原地域・産業振興財団をお願いして、何とか採択になったところでございます。

それから、下北ブランド開発推進協議会との連携でございしますが、ご存じのとおりこの協議会の事務局は、県の機関でもあります下北ブランド研究開発センターとなっております。さきの下北食の祭典の際も、この下北ブランド研究開発センターと私どもむつ市経済部と連携いたしまして、その下北食の祭典に参加させていただいたところでございます。

水産物に限らず農業あるいは林業、すべての面において、ここの下北ブランド研究開発センターはいろんな取り組みができる施設、器具がございます。現在の所長さんは、ご存じのとおり、むつ市大畑出身の方で、細かいところに私どもに気配りしていただいて、いろんなことにチャレンジしていただいております。加工水産会社等から新しいものの提携、あるいは研究など、日々、日ごろでございしますが、ご相談があります。そういう意

味で、下北ブランド研究開発センターといろんなことをお話ししながら、その結果として、この協議会をどのように発展させていくかというふうなものももちろん協議させていただいております。市内の業者がむつ商工会議所を初めたくさんの中に入っておりますし、青森県、むつ市という行政機関もこの協議会に参加させていただいております。今後とも県の下北ブランド研究開発センターに何とか私どもの今後のブランド化に協力支援をいただきながら、その結果、この協議会のステッカーなり、お客様方に対する宣伝等、県の機関ではできないところをこの協議会にお願いして、一緒にむつ下北の産品を宣伝してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（目時睦男） プロジェクトの構成等の中で、要望も含めてぜひとも検討していただきたいということであります。

というのは、経済部を中心にした所管の部ですから、当然のことです。私は、先ほど市長の答弁の中にもありましたが、外に売る場合に、中でもやっぱり頑張っていくということは、地元でも消費をしていく、こういうことにも努力をしていかなければならないと思うのです。そういう意味で、行政内部の中に、今やっぱり自分たちの地元の品物が、いや、おいしいなということの子供たちにやっぱり、家庭も当然であります、学校の中でもそのことを努力していく。

具体的には、学校給食の中に地元産品を組み入れた献立を、このことも教育を含めた場合に私は重要ではないかなという思いをしています。そういう面で、具体的には学校給食でのこの食材の部分については、何か聞きますと、学校給食会ですが、冷凍食品等々も含めて、そのことが大きなシェアを持っているようでもあります。また、地元からの購入もしているようでもあります、そういう

中で学校給食等にどのように組み入れることができるのかという面から見た場合に、教育委員会のスタッフも入って、プロジェクトの中でいろんな角度から議論をして、その具現化に向けてとか、こういう点も含めた横断的なプロジェクトの中で検討を要望しておきたいと思います。ご期待しております。

時間がありませんから、ジュニア大使の派遣事業、今後ますます人材育成の礎になっていく努力を期待しているところでありますが、実は選考後の、これまででありますと6回ほどですか、事前の研修会ということで実施しているようですが、そういう中でいろいろ準備の関係等々もあるでしょう。私は、日本の、またむつ市のよいところ、派遣先でもいいところばかりではないと思います。伝統とか文化とか慣習とか等々含めて、そういう中で、帰ってきたときに、ああ、この部分ではむつ市はいいな、こういう点もやはり体で感じてくるというか、そういうことも必要ではないかと思うのです。いいところだけを教えて、いいところだけを見る、こういうことも必要であります、別な面というか、そういう点も含めた事前研修の中身の部分についても工夫をお願いしたいと思います。要望であります。

あと、入札制度の関係であります。答弁の中で指名選考については施工能力、技術面等々、いろんな角度から検討を重ねて、指名をしていると、こういうお話であります。時間がありませんからお聞きをします。

1つは、平成19年度の下水道の工事、それぞれの地域で発注をしているわけですが、聞くところによりますと、平成19年度の下水道の工事については、全部等級Aの業者を画一的に指名をしている、こういうふうなことで聞いているわけがあります。これは資格者の等級格付をしている制度の問題からした場合に、どういうことなのか

なということで感じていますが、この内容についてが1つであります。

もう一つは、先ほどの答弁と関連するわけですが、平成19年度の7月の入札の中で、工事名が大畑小学校校庭フェンス改修工事、この指名業者を見ますと、全部は把握していませんが、中には建築業者、これは建築一式工事ということで、C級の15社を指名しているわけがあります。私の知っている業者の中でも、辞退している業者もありますが、辞退していない業者の中でも大工さん、建築屋さんで、このフェンスの工事については施工能力がないなと思っている人も指名されているというようなことで私なりには見るわけです。先ほどの答弁との整合性からしまして、こういう点で、私は土木工事一式とか建築工事一式、種類では区分されています。しかし、その工事の内容によっては、それに施工能力のある人の中に資格信用等々も含めて選考していくのが当然のことだと思っております、この2つの部分についてお知らせ願います。

○議長（村中徹也） 答弁者に申し上げます。答弁者は、申し合わせ時間を配慮のうえ答弁してください。総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 下水道工事の件で申し上げます。下水道工事につきましては、当市は下水道事業が始まってまだ日がたっておりません。したがって、下水道工事につきましては、特殊工ということで、なかなか業者がその下水道工事に携わっていなかった経緯がございます。そういうものですから、ランクにつきましては、その下水道事業の中でもやっぱり高度の特殊性が必要だということでAランクの業者をこれまでも指名してございます。しかしながら、Aランク以外の業者につきましても、技術が向上してくれば、できるだけAランクという形ではなく、工事金額に合わせたランク業者を指名する形になりますけれど

も、現在はあくまでも技術者、特殊性を考慮した指名をさせていただきます。

フェンスの工事につきましては、建築一式工事で出しております、さまざまな業者がありますけれども、建築の資格がある方を指名しておりますので、その中でフェンスだけ建設工事でやるというわけではありません。あくまでランク、工種に従っての指名ですので、そこがフェンスをやっている経験のある業者であるか、ないかということでございます。あくまでも建設工事一式ということで発注してございますので、その辺でご理解をいただきたいと思っております。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（目時睦男） 済みません、予定の時間を若干経過していますが、簡単に要望も含めていたします。

今の入札制度の関係について、総務部長から答弁ありました。具体的にいきますと、画一的です、私に言わせれば。大工さんがフェンスとかそういう工事やったことがないのに、建築工事一式だからというのは画一的です。私は、その工事の内容によって、やっぱりC級だったらC級の中の資格者の中で施工能力があるかどうかという点も含めて、今後指名選考委員会等で検討するべきということをお願い申し上げて質問を終わります。

○議長（村中徹也） これで、目時睦男議員の質問を終わります。

午前11時15分まで暫時休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐々木隆徳議員

○議長（村中徹也） 次は、佐々木隆徳議員の登壇を求めます。13番佐々木隆徳議員。

（13番 佐々木隆徳議員登壇）

○13番（佐々木隆徳） 新風クラブ、脇野沢地区選出の佐々木隆徳です。むつ市議会第195回定例会に当たり3点について一般質問いたします。

初めに、サルの被害対策についてであります。マスコミ報道等によりますと、昨年の12月に北限のサルの実態を把握するために行った下北半島一斉調査では、1,600匹以上の生息は確実との中間報告が行われ、このことは9年前に行われた前回調査と比べると、群の数、生息数ともに約2倍で、生息域がかなりの範囲に拡大しているとのことであります。このことは、とりもなおさず農作物等への被害拡大を意味するものであり、これまでの脇野沢地区を中心とした被害区域が旧むつ市にもごくごく近い将来及んでくるものと予想され、もはや対岸の火事で済まされぬ事態と想定されますが、幸いにも捕獲する要件がこれまでは人間に危害を与えるサルに限られていたものが、新年度からの第2次特定鳥獣保護計画では大幅に緩和され、農作物被害を与えたサルにも捕獲を認める内容であるとのことであります。この捕獲要件の緩和は、合併前からの旧脇野沢村の時代から地元住民の念願でもあり、農産物被害の減少を大いに期待するところであります。

そこで、今年度、またはこれまでの被害状況について、どの程度なのかお伺いいたします。また、被害の対応策とその効果についてもお伺いいたします。

次に、市長は施政方針の中で年々拡大しているニホンザルによる農作物等の被害対策強化のため、野生動物、鳥獣対策の専門部署を新設すると述べておりますが、その対策課なり対策室の設置は今まで以上に本腰を入れた対策ができるものと私どもも、また脇野沢地区でも大変期待している

ところであり、どのような体制となるのか、具体的概要についてお伺いいたします。

次に、2点目の海獣トドによる漁業被害対策についてであります。タラが不漁となってから既に十数年経過いたしました。そのタラを初めとする回遊魚の減少により、水揚げ低迷の状況に拍車をかけるように冬の底建て網漁が最盛期を迎える時期に、この五、六年前から北海道沿岸から南下してきて網を破り、網に入っている魚を食べるなど、被害を受けた底建て網は、その漁の期間に全く水揚げができないという深刻な状況が続き、被害を受けた漁業者の悲鳴にも似た声やあきらめの声を聞くに当たり、何か有効な手だてはないものか、頭を痛めるところであります。

対応策として、威嚇発砲や強化網の導入などを耳にいたしておりますが、この手の対策は、とかくお金がかかる割に目に見える効果が余り期待できず、手をこまねているのではないかと推察しているところであります。トドによる被害の状況と、その対策と効果についてお伺いいたします。

3点目は、風間浦村との合併についてですが、本年1月11日に風間浦村長と村議会議長らが市役所を訪れ、合併協議の開始を市長に申し入れたとの新聞報道がありました。市長の前向きともとれるコメントも載っており、合併につきまして、市長はどのように認識しておられるのか、また今後の取り組みについても単刀直入にお伺いいたしまして、以上壇上からの質問といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 佐々木隆徳議員のご質問にお答えをいたします。

1点目のサル被害対策についての中での今年度の被害状況と対応策につきましましては、教育委員会より答弁を申し上げます。

次の（2）の野生動物対策の専門部署設置につきましてお答えいたします。

野生動物対策の専門部署を設置するものとして、どの部署に設置するのか、また規模及び分庁舎との連携はどのようになるのかとのことですが、最近の鳥獣被害は、サルだけではなくカモシカ、クマ、カラス、トドといったように種類もふえております。それらの鳥獣の移動範囲も広域化していることから、被害の地域や額も拡大傾向にあることや、被害が農林水産物だけではなく人的な被害についても報告がされておことは議員ご承知のものと思ひます。このことから、当市は厳しい財政状況にありますが、地域の特殊性に対応し、市民の安全安心を確保するための行政運営の一つとして、また広域的に関係機関との連携をとりながら対策を講じる必要があることから、野生動物対策の専門部署の設置を決めたものであります。

具体的には、本庁経済部の中に対策室を設置し、当該業務の専門監を配置するとともに、鳥獣による農林水産物等への被害防止対策や鳥獣の保護及び狩猟に関することなどをとり行うこととしております。規模につきましましては、現場実働、広域的な連携業務、対外交渉や内部事務等を行う必要があることから、効率性、専門性、経験等を考慮し、人事配置するものとしております。また、分庁舎においては、新たに各分庁舎の産業振興課に鳥獣対策の事務を分掌させ、経済部のラインの中に組織を構築するものとし、他の部署と同様に、これまでどおり支障なく業務が行われるものと考えております。

さらには、各地域の現状を見きわめながらも、本庁舎の対策室同様、効率性、専門性、経験等を考慮した人事配置を行い、これまでの事務のレベルを低下させないよう対応していくものとしておりますので、ご理解賜りたいと思ひます。

次に、海獣トドの被害対策についての第1点目、今年度の被害状況についてのご質問にお答えします。県内におけるトドの漁業被害は、平成15年度から顕著となり、毎年1月から5月にかけて発生し、主に下北半島西海岸と津軽半島東部海域を中心に被害が深刻化しております。その被害額は、県全体で年間5,200万円から1億円にも上っており、漁業経営に多大な損害を与えております。むつ市管内におきましては、脇野沢村漁業協同組合において被害が発生し、その被害額は平成16年度以降、平成18年度を除き、年間1,000万円以上となっております。また、ことしの被害状況についてであります。2月21日現在の県全体の被害件数は139件、うち脇野沢村漁業協同組合の被害件数は28件となっております。被害額については、現在漁協で調査中であります。

次に、第2点目のこれまでの対策とその効果についてであります。トドの漁業被害防止対策としては、昨年まではトド被害防止対策事業により猟銃を使用した威嚇発砲を行ってきたところでありますが、これまで目立った効果がなく、津軽海峡や平館海峡での漁業被害は年々深刻化していることから、昨年9月に県東部、西部の両海区漁業調整委員会が漁業法の規定に基づき年間4頭を上限として採捕の指示を発動したところであります。この海区の支持を受け、現在脇野沢村漁業協同組合では全国漁業協同組合連合会の補助事業である大型クラゲ等有害生物被害防止総合対策事業により地元の猟友会に委託する形でトドの採捕作業を行っているところであります。現在まだ採捕実績はありませんが、トドは頭がよい動物であると言われており、捕獲されるのがわかっている網に近づきにくくなったものか、ことしに入ってから被害件数は、かなり減少していると報告を受けているところであります。市としては、今後とも漁協や県等と強力に連携し、国や全国漁業協同組合

連合会の補助事業を積極的に活用しながら、漁業被害の減少に努めていく考えでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、風間浦村との合併についてのご質問にお答えいたします。去る1月11日、合併協議の申し入れのためにむつ市役所を訪れた風間浦村横浜力村長と木下秀一村議会議長に対して、私は「村長と村議会の熱い思いは重く受けとめたい、下北は一つであるという思いは共有している」と申し述べました。ある意味では、少子高齢化の中、行政運営の持続が困難になりつつあると申し述べた風間浦村長と村議会議長の心中を察したことも事実ではあります。あくまでも私の根底にあるものは、何よりも同じ下北半島に居住し、類似の文化と伝統を共有してきた隣人であるという事実を今こそ思い起こすべきではないかという私の強い思いであります。

しかしながら、新合併特例法の期限である2010年3月までに合併を実現したいという風間浦村の意向は尊重しつつも、合併事態が苦渋の選択として拙速に成就することだけは避けなければなりません。ましてや我がむつ市も平成17年3月14日に旧川内町、旧大畑町、旧脇野沢村と合併してから実質4年目を迎えようとしておりますが、種々の事務事業については、その実相が見えるにつれ、合併後の激変緩和から平準化へとまさに産みの苦しみにから抜け出しつつある転換期の真ただ中にあります。言うまでもなく、合併を視野に入れた場合、むつ市の赤字解消計画の進捗を見据えることはもとより、新たな財政シミュレーションの再構築も大前提としなければなりません。また、むつ市と風間浦村双方の課題、さらには合併に伴うメリット、デメリットを的確に見きわめ、お互いに把握することも当然必要となります。したがって、今後につきましては、まずは新年度以降、事務方レベルでの勉強会、相互理解から

始めたいと考えております。いずれにいたしましても、慎重かつ冷静に段階を踏みながら対処したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 教育長。

（牧野正藏教育長登壇）

○教育長（牧野正藏） 佐々木隆徳議員のご質問、今年度の被害状況と対応策についてお答えいたします。

農作物被害状況についてであります。今年度現在までのむつ市での被害農家戸数は110戸で、対前年度比31戸、21.9%の減で、被害金額は183万5,894円で、対前年度比140万8,488円、43.4%の減でありました。このうち脇野沢地区については、被害農家戸数64戸で、対前年度比36戸、36%の減で、被害金額は97万330円で、対前年度比99万7,494円、50.7%の減でありました。

被害が軽減したことにつきましては、野猿監視員の的確な配置とパトロールの強化を図り、群を早期に発見したことが被害防除につながったものと思っております。また、川内蛸崎地区につきましては、地域の皆様に無線放送により出没状況をお知らせし、追い払いに協力をいただいたことが功を奏したものと思っております。

また、合併後は増減もありますけれども、問題個体を特定し、捕獲したことによって被害の軽減に大きく寄与しているものと考えているところであります。しかしながら、平成20年、ことし1月に入り人家侵入被害が増大し、現在特定鳥獣保護管理計画に基づき緊急捕獲等を実施しているところであります。

3月5日現在、今年度人家侵入被害により捕獲申請した頭数は14頭であり、うち12頭を捕獲しているところであります。

なお、人的被害により捕獲申請した頭数は8頭であり、うち4頭を捕獲しているところであります。

す。

被害補償につきましては、平成18年度まで脇野沢地区に限って被害額の一部を補償してまいったところではありますが、合併後脇野沢だけ対象に補償するとすれば、地域格差、不公平感を助長することになりますことから、平成19年度は被害補償を計上していないものであります。今後とも被害軽減のために諸被害防除対策を積極的に実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、第2次特定鳥獣保護管理計画についてであります。第2次計画は、去る1月25日に開催しました青森県環境審議会に諮るなど、諸手続を進めており、本年度末までに策定する予定になっております。本計画に基づく取り組みについては、市町村において、より効果的なサル被害防止対策を実施するため、農作物被害などを及ぼす群の個体数調整や被害防除のための土地ゾーニングを設定するとしているほか、新たな被害防止対策としてモンキードッグを活用した追い上げなどを実施する予定であります。今後サル被害対策は、大間町、風間浦村、佐井村とも連携し、これらの対策を新年度から速やかに実施できる体制づくりを進めてまいりたいと考えているところであります。

最後に、人材育成につきましては、平成20年2月21日施行されました鳥獣被害防止特別措置法に基づく被害防止計画において、下北半島のニホンザル被害対策市町村等連絡会議を事業主体とする鳥獣害防止総合対策事業を実施する予定としているところであります。この中で個体数管理、個体識別、生息環境調査、生態調査など、専門的な知識や技術を有する人材の育成に努めていくこととしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 13番。

○13番（佐々木隆徳） 再質問させていただきます。

新年度予算の審査は終了いたしましたけれど

も、その中で脇野沢地区への手厚い配慮、予算措置につきましては大変評価しているところでありますけれども、昨年12月の決算審査特別委員会、同僚議員の質疑の中でも、今教育長の答弁の中にありましたが、地域格差是正のためということで、平成19年度の被害補償は計上していないという状況との説明でありました。その点につきまして、市長の考え方を具体的に聞きたいと思えます。

旧脇野沢村では、財政状況が厳しい中でも長年にわたって被害補償してきた経緯もあり、昨年12月の決算審査特別委員会で、言葉で格差是正との担当理事側からの答弁がありました。この格差是正というのは、大変いい言葉ですけれども、下に合わせるか、上に合わせるか、その内容によって、要するに受ける側の気持ちが当然違ってきます。今脇野沢地区、これまでしてきた被害補償について、格差是正という言葉でなくすると、被害補償しないというのであれば、上か、下に合わせるという形になれば、私も地元人間としては下に合わせると。ある意味脇野沢の農家にとりましては最悪の状況という形で受けとめます。その点につきましても、市長から基本的な考え方を伺います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 農作物被害の補償について、平成18年度までは脇野沢地区には補償していたということでございまして、平成19年度から補償をとめたということでございますけれども、基本的に今サルの被害が大畑地区、そしてむつ地区のもう関根、高梨地区のほうまで出沒しておりまして、被害が広域化してきております。大畑二枚橋地区等々も非常にその農作物被害等を訴える多くの声が届いているところでありますので、被害補償につきましては、この形で進めさせていただきたい。非常に広域性の持っているサルが出沒して被害が広域化しているというふうなことで、この点

はご理解をいただきたいなど、こう思います。

しかしながら、この補償制度はなくなったものの、行政としてその被害を防止すると、その対策をしっかりととるというふうな立場を今ご審議をいただいております当初予算の中で、しっかりとその対策はとろうと。例えば先ほど教育長のほうからお話がありましたように、モンキードッグの2頭の予算も当初予算で計上させていただきまし、さらに経済部に鳥獣対策室ということで、積極的にその部分で被害防止に努めていきたいということ、さらに追い上げをする部分、そういう部分で、できるだけ農作物被害を減少させていきたいという体制をとっていくということで何とぞご理解をいただきたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） 13番。

○13番（佐々木隆徳） 補償額につきましては、しつこいようではありますが、これまで脇野沢村では先ほども申し述べましたように、厳しい財政状況の中、私の記憶では五、六百万円にも及ぶ、またそれ以上のときもあったと記憶しております。そういう中で、先ほどの説明でありますと、平成18年度196万円に対して2分の1の98万円補償していると。先ほどの説明、かなりな数でパーセント等でお伺いしましても、被害額、または被害の範囲等が減少しているとの答弁でありました。そういたしますと、補償額も広域化している関係で、脇野沢地区だけという形にはならないかもわかりませんが、例えば50万円、100万円単位での金額であれば、この言葉が適切でないかもわかりませんが、大した金額ではないのではないかと、対応可能ではないのかなと、そういう感じもいたしております。改めて市長の答弁を伺います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 被害を防ぐための手だてを今当初予算で計上いたしまして、御議決いただき

ました後、新年度の中でその被害を防止するための今ほど申し上げましたモンキードッグだとか追いつき、さらに対策室等々の、そしてまたその広域的な部分の被害がどうなっているのか、そういうふうなことも調査をしつつ、考えていく時点になりましたら対応していかなければいけないのかなど、こういうふうに思いますけれども、基本的にはその被害を減少させていくという政策の決意であるということは何とぞご理解いただきたいと
思います。

○議長（村中徹也） 13番。

○13番（佐々木隆徳） 補償、補償と申しますと、何か口から手が出るような形になりますので、ある程度の方で要望して、次回また改めて時期が来ればしたいと思いますので、その点はよろしくお願いいいたします。

続きまして、ちょっと確認したいと思いますけれども、モンキードッグにつきまして、その効果等につきましてどのように考えているのか。大まかな形でも結構ですし、またこのモンキードッグ2頭の予算計上をされているというのは確認しましたけれども、どこでどのようなことをするのか、その内容等につきましてお願いいいたします。

○議長（村中徹也） 脇野沢庁舎教育課長。

○脇野沢庁舎教育委員会教育課長（山崎秀春） 今佐々木隆徳議員からモンキードッグの導入について質問ありましたので、お答えいたしたいと思
います。

モンキードッグの導入については、山崎議員からもご通告がありますので、割愛させていただきたいと思
いますけれども、今モンキードッグは全国的に47都道府県のうち8県の16市町村が導入をしているところ
であります。検討中は10県というふうなことであります。

導入後の効果につきましては、2カ月ぐらいすると、サルがほとんど出てこないというふうなこ

とで、被害が軽減になっているところであります。しかし、モンキードッグを導入していない地区については、被害が集中しているという状況も事例として発表されているところ
です。今回むつ市で導入しようとしている部分については、当面脇野沢地区に導入したいと考えております。1つは、84群の約120頭、これに1頭導入する、それから85群に1頭導入するというふうな状況を考えて
います。状況を見て、前にも澤藤議員から大畑地区にもという状況でありますけれども、I 2群の被害状況、それから出没状況等々も考慮しながら、脇野沢地区に今導入するという2頭のうちから1頭を我々が引き連れて、そういう被害対策も実施してみたいなと思
っているところ
です。

ただ、大畑地区に導入するとすれば、I 2群という群が風間浦村の下風呂からあさひな丘球場まで、もう既に遊動域を拡大しています。この点が一番我々とすれば今問題視せざるを得ない状況
にあります。もし我々がむつ市からモンキードッグの導入をして追いつきをすると、ほとんど恐らく下風呂温泉に行くだろうというふうなことで推測
をしています。そういうふうな部分もあって、いろいろ考えながら、今後大畑地区への導入については、個体数調整等も含め風間浦村とも連携を
しながら、そういうふうな意味では早目に個体数調整ができるのかどうかも含めて協議してまいりたいと思
っていますので、ご理解いただきたいと思
います。

以上です。

○議長（村中徹也） 13番。

○13番（佐々木隆徳） モンキードッグにつきまして、もう一点、同僚議員も一般質問の通告をして
いるということ
でありますけれども、大変効果が期待できると。そういう中で、単純な考え方
でありますけれども、俗に言うそういう効果がある犬を、モンキードッグを、例えば一般素人が、私が

連れてきて、それらをどのようにするのか。また単純に、それが今の教育委員会の中で、または引き継いだ担当部署でモンキーダッグの取り扱いを簡単にできるものか。単純に考えますと、人材育成等も、それに関する人の育成も当然必要になってくるものと考えますが、その点につきましてお伺いいたします。

○議長（村中徹也） 脇野沢庁舎教育課長。

○脇野沢庁舎教育委員会教育課長（山崎秀春） お答えいたします。

訓練につきましては、今、野猿の保護管理専門員、それから野猿監視員及び我々ですけれども、なるべく合同訓練を、犬と監視する知識習得のために研修も実施しなければならないというふうなことで、今詰めをしているところです。この訓練につきましては、ある警察犬訓練所で実施して、それをむつ市が買い上げをするという形で導入していきたい、そういうふうに考えています。

○議長（村中徹也） 13番。

○13番（佐々木隆徳） 対策室について、確認というか、改めて若干伺います。

本庁の経済部に対策室を設置、そして分庁舎の産業振興課に置くということで、そうすれば最終的な権限なり今の命令系統といたしますか、それは経済部長が担うという形になるのか。それから例えば分庁舎、脇野沢地区であればどの部署でどのような形というか、先ほど産業振興課という答弁がありましたけれども、それらもう少し具体的にお伺いいたします。今言いました横の連携とか、または権限、そういったものを含めまして、具体的に改めてお伺いいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） ただいま鳥獣対策室ということで専門部署についてのお尋ねでございますけれども、先ほど話題になりました、議論がありましたモンキーダッグ等、この予算措置が今当初予

算として議会にお諮りさせていただいて、御議決をいただいた後に正式な形で動かなければいけないと、組織についても、そういう思いでございます。ただ、やはりこの部分では、経済部の中にその対策室、部内室という形になるかと思っておりますけれども、非常に広域化しているということ、それから専門知識を持たなければいけないという部分、そして対応も早くしなければいけない、こういうことをそれぞれさまざまな条件がございますので、それを総合的に勘案いたしまして、その人員の配置等を検討していきたいと、こう思います。しかしながら、この部分においては、さまざまな部分でご意見ございますでしょうけれども、非常にその業務が特殊性を帯びているということ、地域性もあるというふうな、それらも十分しんしゃくして配置を決めていきたいということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（村中徹也） 13番。

○13番（佐々木隆徳） サルに関しまして、最後思いも込めて。

高齢化が進みまして、猫の額ほどの畑に自給自足のために、あるいは少しでも現金収入を得るがために汗を流している農家の人たちの耕作意欲をなくさせないためにも被害減少、被害防止に今後とも努めていただきたいと思います。その点につきまして、改めて市長より意欲、決意を伺います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） ただいま佐々木隆徳議員がお話のように、農作物、これは商品としての部分、これも非常に大きな被害、経済的な被害もあります。そしてまた家庭菜園、自家消費の部分で、高齢者の方々が自分の畑、田んぼでの被害については非常に心理的な部分、ダメージが大きいということも私承知しておりますので、そういう方々にも今後被害が及ばないような形で、きめ細やかな被害防止対策の手だてをこれから積み重ねてい

きたいと、こう思います。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 13番。

○13番（佐々木隆徳） 次に、トドの被害対策であります。むつ市、現在の予算でありますと、県から10万円、市から5万円、漁協から5万円、先ほどの市長の説明にもありましたけれども、これ以外にちょっと聞き漏らしました全漁連を通した事業とかというお話、それらについて、若干でも詳しく説明いただきたいと思います。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（佐藤純一） 議員ご質問のそのほかの事業というふうなことで、今まで平成19年度までやられてきて、平成20年度も予算のご審議をお願いしております事業費の20万円についても継続してやらせていただきますが、今回特に採捕、トドを鉄砲で威嚇だけではなくて、殺してつかまえることもできるというふうな事業が認められたことによりまして、トド漁業被害防止対策事業ということで、大型クラゲ等有害生物被害防止対策事業、これは全国のそういうふうなクラゲ、トドの被害を受けた者に対して全漁連の基金のほうから出すということでございます。津軽半島のほうと下北半島のほう、2地区で2頭ずつの割り当てでトドの採捕が行われるわけですが、事業費は194万8,000円それぞれでございます。そのうち2分の1の補助ということで、97万4,000円を助成させていただくというふうなことでございまして、現在計画では採捕のための見回り等を1月から5月までかけて16回行うことになっております。既に8回出動して、何とかトドを採捕しようとしておりますけれども、なかなか逃げ回ってうまくいっていません。

佐井村漁協のほうでも同じ事業をやっているわけですが、一度出まして、トドに目がけて撃ちました。当たったかなと思ったらしいのですが、浮

かンできませんので、多分当たっていないのではないかと。でも、それ以降トドを見かけていないというふうなことで、効果はあると伺っております。

以上、全漁連の基金によりますトドの被害防止対策事業の概要でございます。

○議長（村中徹也） 13番。

○13番（佐々木隆徳） トドに関しましても、1点目のサルと同様、サルもトドも頭がいいという印象を受けておりますけれども、対策とすれば捕獲、駆除、そしてまたきめ細やかな監視体制の継続しかないものと。単純に素人が考えてもそれ以外にない。ただ、それについてもお金がかかる問題であります。今は、全漁連の基金からということで、予算がそちらのほうからも出ているという事業費の内容説明がありましたけれども、聞くところによりますと、1回の監視にかかる費用が、個々に差はありますけれども、用船料四、五万円、猟友会に依頼して、人件費等が1万数千円から2万円と、単純にその2つの項目だけを見ましても、六、七万円という形になりますので、例えば単純に100万円と考えれば十数回しか出られないと。そういう中で、最盛期の漁期から5月ごろまでというそのトドがいる期間に何回出られるのか、そういう感じがいたしておりますけれども、今後とも行政と漁協が一体となって取り組んで、被害を食い止めていただきたいと。その点につきましても、市長からご所見を伺います。改めて一言お願いします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 漁協、そして関係機関等と経済部担当でございますので、さまざまなご意見を伺い、そのトドの対策、被害を減少させる方向に向かって取り組んでいきたいと、こう思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（村中徹也） 13番。

○13番（佐々木隆徳） 最後になりますけれども、風間浦村との合併についてであります。市長は、先ほど下北半島は一つであると、また新年度以降、事務方の勉強会を開催すると、そういう答弁でありました。現段階で我々の机上に上ってきているわけでもありませんし、まだ議論にまで至りませんけれども、今の合併という形で私の頭の中、脳裏に焼きついている2つの場面があります。さまざまな担当職員、または私どもも、私自身も合併の委員として再三にわたって協議会に出席して今日に至っているわけでありまして、苦労の中でやっと成就した杉山前市長を初め各町村長、そしてまた各町村議会議長がいて調印式を行った場面。そしてまた、合併協議会の中で離脱した3町村が協議会の途中で退席したと、そちらのほうの印象が強いわけで今でも脳裏に焼きついております。その点について、市長の生の声、合併に関する市長の思いを伺いまして、最後としたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 合併についての思いというふうなことでございます。今佐々木隆徳議員がお話しのとおり、私は当時議長を仰せつかっておりまして、そのとき議会の中での協議、そして旧町村議会との協議、そういうふうなことで、非常に苦しんだ部分、そして苦悩に満ちた協議というふうなことを今思い出しております。その際には、佐々木隆徳議員には脇野沢村議会の副議長としてさまざまなご発言をいただき、ご協力、ご理解もいただいたというふうな部分、こういうことも今思い出しているところであります。

この合併につきましては、やはり議会というふうなものが、むつ市議会、そして風間浦村議会という部分、この部分が非常にこれまでのこの経験した中では合併の産みの苦しみという部分、この部分においての議会のご理解、この部分も必要で

あろうと、こういう思いを今しておりますし、そしてさらに平成17年3月14日に合併して以来、非常にさまざまな課題がこの合併によりまして出てまいりました。その部分について、先ほど壇上でも答弁申し上げましたように、合併後激変緩和措置ということで、この5年間の中でさまざまな事務事業等を見直していかなければいけない、そしてまた平準化していかなければいけない、そういうものが非常にまだ残っている部分があります。そういうこともしっかりと整理も、そして皆様のご協力をいただき、ご理解をいただくという作業もまだまだ残っている部分がございます。そういうことを総合的に考えていかなければいけないだろうと。しかしながら、勉強会をするということ、さまざまな課題点をあぶり出していくということ、こういうことは、決して否定するものではないという思いでございます。気持ちの上ではもう、もうというよりは、以前から下北は一つということで広域行政、医療にしても、し尿にしても、それからごみにしても、消防にしてもということで、広域行政が非常に下北半島、この地区でしっかりとした形で進んでいるわけでありまして、垣根のない行政もその部分では進んでいるということも踏まえつつ、4月以降勉強して、また折々には議員各位のご意見も伺っていかなければいけないと、こういう思いで取り組んでいきたいと、こう思います。

合併前の苦しみ、そして合併した後の苦しみ、そういうこともいろいろあるという思いで現在いるところであります。

以上です。

○議長（村中徹也） 13番。

○13番（佐々木隆徳） いろいろありがとうございました。予定の時間になりました。終わります。

○議長（村中徹也） これで、佐々木隆徳議員の質問を終わります。

昼食のため午後 1 時まで休憩いたします。

午後 零時 02 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

横垣成年議員

○議長（村中徹也） 次は、横垣成年議員の登壇を求めます。18番横垣成年議員。

（18番 横垣成年議員登壇）

○18番（横垣成年） むつ市議会第195回定例会に当たり、日本共産党、横垣成年、一般質問を行います。無所属ではありません。無会派の横垣成年です。よろしくお願いいたします。改めて言います。無所属ではありません。無会派の横垣成年です。理事者におかれましては、前向きのご答弁をよろしくお願いいたします。

まず第1点目、全世界が今取り組んでいる温暖化対策についてであります。日本は、1997年に開催された第3回気候変動枠組条約締約国会議、地球温暖化防止京都会議、いわゆるCOP3の議長国となって、京都議定書を議決した国であります。議決内容ですが、地球温暖化の原因となる温室効果ガス的一种である二酸化炭素、メタン、亜硫酸窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六弗化硫黄について、先進国における削減率を1990年を基準として各国別に定め、共同で約束期間内、2008年から2012年内に目標値を達成することが定められました。日本は、1990年比6%の削減が義務づけられました。ドイツ、イギリス、フランスなどヨーロッパ諸国の取り組みは、さすが先進国と言われるに値するものがあります。

気候変動枠組条約事務局が昨年11月に発表した

資料によると、ドイツは1990年比マイナス21.3%、イギリスはマイナス19%、フランスはマイナス0.3%の削減が見込まれ、目標を超過達成する見込みだそうであります。世界に対する約束をしっかりと果たしております。

日本はというと、現状は6%削減どころか6%ふえております。情けないことでもあります。議長国として決めた約束事を議長国自ら守らないという現状です。私は、この世界に対する約束を守らないということ、これは日本を左右する大変大きな問題だと思っております。約束を守らない国が子供たちに対しどのような教育ができるのだろうという意味で私は大変大きな問題だと思っております。大人たちや先生が幾ら子供たちに約束を守りなさいと言っても、日本の国のいいかげんさを察知した子供たちは、大人や先生の言うことをまともに聞くことはありません。しかし、子供たちは社会の出来事をストレートにとらえて考えております。「裸の王様」の話をご存じの方は、そのことを十分おわかりでありましょう。大人はいろんな色眼鏡、偏見を持っていて、社会の真実が見えなくなっている、子供のほうが社会をよく見ているということを書いている物語であります。どこの国でも未来をつくるのは子供たちです。日本の国のいいかげんさは、子供たちがまじめに生きようとする気持ちをはぎ取ってしまうものであります。このように日本が世界に対してとっている約束を守らないといういいかげんな態度の子供たちに対する影響ははかり知れないものと言えるものであります。しっかりと子供を育て上げるためにも、世界に対し約束を守る日本にしなければなりません。

さて、温暖化に対して市として取り組むことができる課題について、行政の観点からと教育の観点からお聞きいたします。温暖化対策に対する市の考え方はどのようになっているのでしょうか。

考えがあるのならば、行政と教育の観点から具体的に対策を示してほしいと思います。短期的なもの、いわゆるすぐ取り組めるものから長期的なものまでいろいろあると思います。また、むつ市としての年度目標を決め、例えば5年後、10年後には現状より5%減らすとか、目標の設定をすると市民も一緒になって取り組めるものとなるのではないのでしょうか、お聞きいたします。

次に、食の安全についてであります。学校給食の現状と今後のあり方をお聞きいたします。学校給食の現状ですが、中国製にかかわらず冷凍食品の学校給食での使用はどのくらいの比率となっているのか、また市内でとれたものの比率と青森県内でとれたものの比率はどの程度か。また、中国製の冷凍食品が日本の食のあり方に大変大きな波紋を投げかけました。学校給食のあり方の見直しも必要ではないかと思っておりますので、お聞きいたします。

次に、福祉行政についての1点目であります。入れ歯ボックス設置についてです。入れ歯を捨てないでリサイクルをすると貧困で苦しむ世界の子供たちが救われることとなります。2006年12月に発足したNPO法人日本入れ歯リサイクル協会が国連児童基金ユニセフとの間に入り、リサイクル活動しております。むつ市も入れ歯ボックスを設置し、協力すべきではないかと思っておりますが、お聞きいたします。

最後、福祉行政についての2点目ですが、児童扶養手当についてであります。政府は、4月から児童手当を受給して5年以上になる母子家庭に対し、就業意欲や就業が困難な事情を証明する書類の提出を義務づけました。厚生労働省は、就業意欲のない母親はほとんどいないと国会で答弁していたにもかかわらず、今までしたことがないこのような手続を義務づけました。何としても児童扶養手当を削りたいという政府の思惑が感じら

れます。

私は、削る相手を間違っているのではないかと考えております。例えば政府は、所得税の最高税率を1986年の70%から1999年には37%に引き下げ、低所得者には増税となる課税最低限を引き下げました。また、相続税の最高税率の70%を2003年から50%に下げました。1人当たりの相続金額が20億円以上の方が対象で、年間たった20人前後しかいないそうではありますが、そういう大資産家に対しては減税、株取引でぼろもうけしている方や、資産家、高額所得者に対しては減税に次ぐ減税の一方、ぎりぎりの生活をしている母子家庭を支えている児童扶養手当は何としても削りたい、こういう政府の悪政からむつ市は市民を守らなくてはいけないではありませんか。児童扶養手当を受給して5年以上になる母子家庭は何人おられるのでしょうか。就業意欲証明等が求められているが、煩雑な手続により支給停止の対象でない人までも支給停止とならないよう簡単な手続で済むよう工夫すべきではないでしょうか、お聞きいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 横垣議員にお答えをいたします。

まず、全世界が今取り組んでいる温暖化対策についてのご質問の第1点目、市として取り組むことができる課題について、行政の観点からのご質問にお答えいたします。

議員ご質問の地球温暖化問題は、将来の人類の生存そのものにかかわる重大な問題であり、早急に取り組むべき世界的な課題となっております。そこで、むつ市では事務事業から排出される温室効果ガスの総排出量を平成19年度を基準として、平成24年度までに5%削減することを目標として、むつ市地球温暖化対策推進実行計画5カ年計

画を策定中であり、環境負荷の低減に向けて取り組んでまいりたいと考えているところであります。

この計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の規定に基づき、むつ市の事務事業に関し、温室効果ガスの排出抑制等のため、むつ市自ら事業者、消費者として取り組むべき環境の保全及び創造に関する行動について定めた計画でございます。また、本計画に基づく環境保全の取り組みをむつ市が率先して行うことにより、市内の事業者及び市民への波及効果を期待するものであります。この計画の対象範囲は、むつ市役所、川内、大畑、脇野沢庁舎のほか、公営企業局及び学校や保育所を含む市のすべての組織施設が行う事務事業を対象とします。計画推進の基本的な考え方として行動計画を立て、計画に基づき実施し、その実施状況、成果を点検し、その結果により計画を見直すという一連の作業を繰り返し行い、継続的に環境負荷の軽減を図るものであります。

この計画の対象とする温室効果ガスの種類は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき削減の対象となっている6種類の温室効果ガスのうち、総排出量の大半を占める二酸化炭素を対象としておるところであります。温室効果ガスの排出の種類としては、電気、重油、灯油、軽油、ガソリン、液化石油ガスの分類に分けられます。日常業務で無駄をなくし、小まめな節電、適切な空調管理等の省エネルギー対策を推進します。

各個人での取り組みとして、パソコン等機器の適正利用、昼休みにはプリンター等の電源を切る、小まめな消灯、トイレ、会議室、給湯室、倉庫等を利用した後は、忘れずに消灯する、公用車の省エネ運転等不要なアイドリングをしない。急発進、急加速を避け、経済速度での走行、マイカー通勤の自粛、徒歩または公共交通機関や自転車を利用する等、コピー用紙は両面コピーの徹底、ファク

ス送信をやめ、メール送信とする等、さまざまな取り組みが個人においても温室効果ガスの削減に貢献できるものであります。

市としてのむつ市地球温暖化対策推進実行計画の推進と点検評価の体制は、毎年1回各課へ調査票を配布し、取り組み状況や目標の達成状況について把握し、総合的に点検評価を行うとともに、その結果に基づき、必要に応じて目標値及び取り組み内容の改善など計画の見直しを行い、次年度により効果的な取り組みを図っていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、議員ご質問の地球温暖化防止対策のための行政の取り組みについては、計画の推進及び改善を進めながら、市民も一緒になって取り組めるものとなるよう積極的に環境対策へ貢献してまいりたいと思いますので、ご理解賜りたいと存じます。

次の教育の観点からにつきましては、教育委員会に答弁をいただきます。次の質問事項の食の安全、これにつきましては教育委員会の答弁となります。

福祉行政についてのご質問にお答えいたします。第1点目の入れ歯ボックスの設置についてですが、これはNPO法人日本入れ歯リサイクル協会が各自治体に入れ歯ボックスの設置をお願いし、不要になった入れ歯を回収して、入れ歯に使用されている金属を貴重な資源として再利用するというものであります。その収益金は、世界じゅうの恵まれない子供たちを支援するために使用されるとのことです。

昨年6月に千葉県鎌ケ谷市が最初に設置して以来全国的な広がりを見せており、ボックスの設置に際して、設置費用の負担がないこと、さらに益金の40%が各自治体の福祉団体へ寄附されることを考えますと、今後さらに設置団体が増加するものと考えられます。市といたしましては、社会福

社協議会が実施に向け前向きな対応を考えていることから、関係部署との協議を交え、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、児童扶養手当についてのご質問にお答えいたします。児童扶養手当は、父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給することにより、児童の心身の健やかな成長及び福祉の増進を図ることを目的としております。平成15年4月の児童扶養手当法の改正により、受給資格を持つ母が手当の支給を受けてから5年を経過した月の翌月以降で、かつ養育している児童が8歳に達した月の翌月から手当を一部支給停止することとなり、平成20年4月以降に一部支給停止対象者が発生することになります。また、平成20年4月以降に該当になる対象者のうち、就業意欲のない母親に対しては手当の2分の1を減額することになりますが、一部支給停止対象者が次の要件に該当することになりますと適用が除外されることとなります。それは、1、就業していること、2、求職活動等自立を図るための活動をしていること、3、身体上または精神上的障害があり、就業することが困難であること、4、負傷または疾病により就業することが困難であること、5、監護する児童または親族が障害等で要介護状態にあり、受給資格者が介護をする必要があるため就業することが困難であることであります。

さて、当市の児童扶養手当の受給者数は、平成20年2月末現在814人、そのうち今回の5年以上経過等による一部支給停止の該当となる受給者は、平成20年度中で364人となっております。今後の事務処理といたしまして、理由等を確認する書類については、勤務先、関係機関の証明のみならず、その事実を確認できるものであればよいと

されており、例えば就業中の方であれば、雇用証明でなくても確認期間中の給与明細の写しや、本人が被保険者である社会保険等の保険証の写しによって確認をすることができるとされております。また、求職活動等自立を図るための活動をしていることの確認として、ハローワーク等における求人情報の検索をしたことの証明や職業訓練を受けている場合の在学証明書等で確認できるとされておりますし、負傷や疾病により就業が困難な場合については医師の診断書によることとされておりますが、本人の費用負担を考慮し、病院の領収書等で確認したいと考えておりますし、その他の証明等につきましても、対象者の実情に即し、柔軟に対応していきたいと考えております。

今後は、対象者にわかりやすい説明書を同封させていただきます、届出書及び様式等を送付するのはもちろんのこと、4月上旬の市政だよりやむつ市ホームページ等を利用した広報周知を行い、申請漏れのないよう対応してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 教育長。

（牧野正蔵教育長登壇）

○教育長（牧野正蔵） 横垣議員の全世界が今取り組んでいる温暖化対策についてのご質問にお答えいたします。

ただいま市長からも答弁がありましたように、地球的規模での環境破壊が進む中、教育基本法や学校教育法におきましては、環境教育は喫緊の教育課題として、教育の目標の中に新たに規定し、積極的な取り組みをするよう求めているところであります。教育委員会といたしましても、環境教育の推進につきましては、むつ市学校教育指導の重点の一つとして新たに位置づけしているところであり、その目標は一人一人の児童・生徒が環境と人間のかかわりについて関心と理解を深め、豊かな感受性を養い、身近な環境問題から考え、行

動する環境教育の推進に努めるとし、市内の全小・中学校で積極的に取り組んでいくよう努めているところであります。

その取り組みを具体的に紹介いたしますと、例えば小学校におきましては、総合的な学習の時間の中で河川の水質や生物の調査、地域の清掃、動植物の飼育、栽培、牛乳パックのリサイクル、空き缶のプルタブ回収運動などなど、さまざまな活動や体験を通して特色ある環境教育を展開しているところであります。また、中学校においては大気や水質、生物、地質等の身近な地域の自然環境の調査を通して環境汚染の実態に気づき、自然環境を保全し、自然界のつり合いを保っていくことの必要性について学習しているところであります。

また、社会科では地球温暖化防止のための国際会議や日本で取り組まれている環境政策についても学習を深めることとしております。

総合的な学習の時間においては、このような各教科で習得した知識や技能を活用して、自分たちに何ができるのかという自らの課題を見出し、主体的に取り組んでいるところであります。こうした日々の環境教育の取り組みが物を大切に作る心やもったいないという精神が児童会や生徒会の節電、節水運動につながるなど、全校的に取り組んでいる学校の例も出てきております。

さらには、環境保全に対する標語づくり運動を行い、子供たちがつくった標語で全校エコかるた大会を開催している学校の例も見られております。そのほかに、教育委員会が毎年開催しております児童・生徒理科研究発表大会におきましては、これまでの取り組みの成果をもとに環境保全の大切さを訴えたり、そのほかエネルギー環境問題に対して未来の夢を語る新聞づくりコンクール等に積極的に挑戦している例も出てきております。

以上のように、当市の小・中学校における環境教育は、それぞれの学校の創意工夫により着実に推進を図られてきているものと考えております。

教育委員会といたしましては、このような環境教育の取り組みが子供たちの生き方にかかわる課題として、さらに充実、発展していくとともに、地球環境の保全に寄与するものとなるよう、より一層指導に努めてまいりたいと思っておりますので、今後とも議員各位のご理解とご支援を賜りたいと存じます。

次に、食の安全についてのご質問にお答えいたします。去る1月31日の新聞報道等で中国産冷凍ギョーザによる健康被害に関する報道があり、改めて食に対する危機管理の大切さを痛感したところであります。教育委員会といたしましても、早速この輸入食品の使用状況を調査いたしましたところ、市内の学校給食施設においては全く使用していないということがわかり、安堵いたしているところであります。

まず、市内小・中学校の学校給食における冷凍食品の使用比率についてのお尋ねであります。平成18年度での調査でお答えさせていただきますと、食品使用量から申し上げますと、全使用量の約1,435トン中冷凍食品使用量が約5%、冷凍食品以外の米、パン、めん、牛乳、野菜、果物などの使用量が約95%となっております。議員ご懸念の輸入冷凍食品については、安全性が確保されるまで給食に使用しないよう、この報道と同時に調理現場に指示したところであります。

次に、むつ市内産と青森県内産の比率についてであります。青森県が去る3月4日に新聞発表したところによりますと、平成18年度の県内小・中学校の給食で使用した食材約1万570トンの62%が県産食材で、うち13%が市町村産の食材となっております。なお、平成18年度当市の小・中学校で使用した食材は約1,435トンで、野菜類を

中心に約1%がむつ産の食材で、約50%が県産食材となっております。

次に、冷凍食品を減らし、しゅんのものを中心とし、むつ市内産と県内産の使用比率を上げるべきとのご提案であります。その前にまず学校給食の現状についてご説明申し上げたいと思います。

議員ご指摘のように、学校給食は特に成長期にある子供たちにとってはほかの何よりも健康と安全が最優先されなければならないことは言をまたないところであります。このことから、本市ばかりでなく県内、全国どこでも同じでありますけれども、学校給食の発足当時から、青森県では昭和31年からであります。県教育委員会の指導監督のもとに財団法人であります青森県学校給食会を設立し、県内小・中学校の給食の振興充実を図ってきたところであります。県学校給食会では、これまで給食用食材の一括購入、配送、食品検査の実施、衛生管理の指導、検査器材の貸し出し、毎月の情報提供などの一連の学校給食事業を行ってきており、また配送に当たっても県内のすべての地区を網羅したネットワークを構築し、どの学校にも対応できるようにしているところであります。したがって、安全性の確保の点、1食当たりの費用から見ても、これまでどの学校も日常的には当学校給食会のお世話になっているのが現状であります。

議員お話しのとおり、常時でなくてもしゅんるときでもということではありますが、今後地元産の食材をできるだけ多く使用するためには、まず生産者の顔がわかり、安価で安全な食材が利用しやすい仕組みづくりがあればと思っているところであります。これらの仕組み、環境づくりがまず必要であり、生産者と各学校との理解と協力、信頼関係が構築されれば、今まで以上に地元産、県内産の使用比率が高まってくるものと期待している

ところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 18番。

○18番（横垣成年） まず、温暖化対策について、市長の認識をさらにお聞きしていきたいというふうに思います。

まず、私は冒頭で日本が6%増加になっていると言ったのですが、この原因を市長は何にあるというふうに認識しておりますか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 今回のご質問の通告をお受けいたしましたから、勉強させていただきました。非常にテーマの大きいご質問の内容でございます。今この6%がふえている理由は何かと、こうお尋ねをいただいたわけですが、いろいろな要素があるのではないかなと。大量生産、大量消費という部分もあるのではないかなと、こういう思いをしております。その6%の占める割合がどんな部分がどうでという、そこまではまだ立ち入って勉強しておりませんでした。今後よく勉強していきたいと思っておりますけれども、今この議場の中でお互いの意見を出し合って理解を深めたいと、こう思います。

○議長（村中徹也） 18番。

○18番（横垣成年） この6%の排出の大きな原因が、日本がいろんな産業でかなり今石炭を使用している。この石炭の使用量が膨大にふえているのが大きな原因だそうであります。我が党の市田書記局長が国会でも取り上げておりましたが、1990年代は石炭の割合が全部のCO₂排出量の4.76%だったのが2005年では15.08%と4倍近くもふえているというのが大きな原因だそうあります。

それでは、さらにお聞きしていきたいのですが、青森県は、どのくらい増加になっているという認識でしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 青森県の部分は承知しておりません。ただ、石炭の使用というふうなことも前からよく認識はしておりますけれども、その6%のふえた部分、この石炭の使用ということは、石炭を使わなければいけない事情が何であるかということも認識をしていただかなければいけないと。原子力カルネッサンスの時代であるということも申し添えさせていただきます。

○議長（村中徹也） 18番。

○18番（横垣成年） 先ほど市長が述べましたが、むつ市で今策定中だという計画と同じような計画を青森県でもつくっております。そして、その付随資料の中にもしっかりと載っております。これは2002年度が最新の情報だそうではありますが、青森県は21.4%、残念ながら全国平均よりも3倍以上のふえ方があります。そして、そのふえ方の大きな原因がやっぱり車だそうです。1990年代、例えば普通車が5,735台あったのが、2002年度では13万5,354ということで、2,260.1%ふえている、これが大きな原因だと青森県がそのデータで示しております。これは、やっぱり青森県の公共交通機関がおくれているというのが私は大きい原因かなというふうに考えております。

そこで、むつ市はどういう状況でしょうかとお聞きしたかったのですが、青森県の情報もなかなか知り得ていなかったもので、当然県のほうではむつ市の状況までは調査していなかったのであります。

そこで、ぜひとも市長にお願いしたいのが、先ほどむつ市も平成19年度から平成24年度で計画を策定中だということですので、その計画の中で当然公表というのもしなくてはいけないと思っております。ぜひむつ市の状況も調査してほしい、こういうふうに思いますが、いかがでしょうか。1990年代のときがどうであって、それで最新の情

報はどうか。ちょっと私が県のほうに問い合わせたら、それなりの方策、お手伝いできる場所はあるというふうに聞いておりましたので、ぜひ市長のお考えを、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） この5カ年の計画の中でむつ市としては点検評価ということでございますので、やはりもととなるデータをしっかりと寄せ集め、そして平成19年度の段階での状況をしっかりと把握して、そしてその計画の中に盛り込んでいくわけでございます。その平成19年度の状況を検証する中で、それらの資料等々が寄せ集められて基本的な数値が出されてくると、こういうふうな認識をしております。平成19年度を基準としてということでございますので、平成19年度を基準として、平成24年度まで5%削減ですので、何をもちょうど5%削減なのかということになりますのは、平成19年度が基本であると、基準となると。その基準のためには、しっかりと統計資料等々を寄せ集めて基準づくりをしていかなければいけない。そして、その後5%を削減していくという計画がつくられていくものであります。

○議長（村中徹也） 18番。

○18番（横垣成年） 今つくろうとしているその計画の公表というのはいつごろになりますか。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） 計画については、素案はできておりますので、決裁次第、3月中に公表したいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 18番。

○18番（横垣成年） 楽しみにしております。

今おっしゃったその計画というのが政府のほうで定めた地球温暖化対策の推進に関する法律の21条に基づいているとは思いますが、この推進に

関する法律は、20条も地方公共団体云々ということと書いてある条項がございます。当然青森県のほうは20条に基づいたもの、そして21条に基づいたものの2つの計画をつくって今進めております。ですので、先ほど21条に基づいてつくろうとしている計画は、あくまでもその庁舎内でのたしか事務事業に関する排出を抑えるということで、私が先ほど聞いたむつ市全体の排出をというのは、ちょっと当面視野に入れていない、そういう21条だというふうには私は理解しました。そこで、県のほうとしては20条に基づいて、先ほど言ったように青森県は21%ふえているというふうな調査をしたのでありますので、ぜひとも21条は3月中に公表できるというふうにおっしゃいましたので、ぜひ20条に基づいたもの、これは当然もうむつ市全部が対象になる計画ですので、そこまで踏み込んでつくる考えがないかどうかお聞きいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 先ほど答弁申し上げましたように、むつ市自ら事業者、消費者として取り組むべき環境の保全及び創造に関する行動について定めた計画ということで、まずむつ市、隗より始めよというふうことで取り組んで、その状況を見据えつつ考えていきたいと、こう思います。

○議長（村中徹也） 18番。

○18番（横垣成年） ぜひ早急につくって、むつ市がやはり世界に貢献をする、そういう市になれればなというふうに思っております。

市長も、この温暖化がどういう悪影響を及ぼすかというのは、当然認識されていると思いますが、どういう悪影響があるというふうに市長は思っておりますか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 悪影響は、よく言われるのは南太平洋の何という島だったでしょうか、何か

氷河が解けて……

（「ツバル」の声あり）

○市長（宮下順一郎） ツバルでしたか、その島が水没してしまうとか、さらにはさまざまな何か危機感をあおるような部分のところの認識は持っていますけれども、どんな影響かというのは、温暖化の影響なのか。ただ、この温暖化の影響、実はこの部分で今ちょっと勉強したところをご披露したいと思うのですけれども、過去20年間は、20年以上前です、この温暖化というのは単なる気象変動だというふうなとらえ方をされていたそうです。そして、そういう意味から、その論争が続いていたと。そして、今度アメリカのブッシュ政権がCO₂の削減を義務づける京都議定書から離脱したのも、これは人為的な温暖化が証明されていないというふうな理由から離脱をしたのだそうです。ところが、昨年ノーベル平和賞を受けた国連の気候変動に関する政府間パネルIPCCという機関が、その第4次報告書では、科学の裏づけによってこうした温暖化懐疑論に終止符を打ったということだそうでございます。そして、その後しっかりと全世界で取り組んでいかなければいけないのだろうということで、その日本の温暖化対策の進捗度は先進国の中で一番低いという認識を持っております。

ですから、私は本当に身近な部分から、横垣議員が今ご質問をされる、ご通告をいただいた際から、市長室を離れるときにはプリンターを切り、パソコンを切り、そして部屋の電気を切ると。そして、車もなるべくアイドリングを避けるような話もしておりますし、家庭の中でも余りそういうことを気にしたことはなかったのですけれども、そういう意味では電気を消すように努めておりますし、そういうふうな形で、市全体でまず取り組む姿勢を示し、そしてそれが各市民の家庭の中に行き届くような啓蒙活動もこれから必要であろう

という認識にとどめさせていただきたいと思いません。

以上です。

○議長（村中徹也） 18番。

○18番（横垣成年） その温暖化による影響についても、県のほうのその計画には、その現状分析をしっかりと書いておりました。まず、海面水位が上昇してしまうということですね。当然それによって砂浜が消えていく。あと豪雨とか干ばつ、そういう異常気象がどんどんふえていって、結局水資源が枯渇してしまうおそれもある、そういうふうな感じです。当然農業へ影響するという事です。

次は、当然生態系への影響もあると。木とか植物は、固定しておりますから、どんどん温度が高くなるにつれて、その高くなるのに追いついていけなくて枯れてしまう。当然それによって動植物が死に絶えていくということです。当然農業がおかしくなるから、食料生産への影響も大きい。また、南のほうにある病気などがどんどん北のほうへ寄ってくる。マラリアとかそういうふうなのがどんどん北のほうに迫ってくる。そういう形で世界的な影響があるというふうに県のほうでも分析しております。

今県のほうでも当然目標値を示しております。ですから、ぜひともむつ市がその計画をつくるときには県のほうと歩調を合わせたものにしてもらいたいというふうに思います。市長は、先ほど自分からも襟を正すような形でスイッチを切ったりしている、大変すばらしいことだと思います。そして、県のほうで示している目標値によると、例えば車1台当たりCO₂が今青森県では2.5トン出しているのだそうです。これを青森県では2.3トンに減らそうという目標を立てている。ということは、25回乗るうち2回車を使わなければ2.3トンになるのです。こういう形でぜひとも職員なり

市民なりにわかりやすい形で目標を定めて実行に移していただきたいなというふうに思っております。

さて、次であります、企画課のほうは十分ご存じだと思いますが、むつ市はこういうむつ市地域新エネルギービジョンというものを平成18年2月につくったのです。当然市長もご存じだと思います。これは、地球温暖化を受けて前段にそういうのをる書いております。そしてつくったというふうなことから、市長はこれ余り見ていなかったかなというふうに思うのであります、このエネルギービジョン、これはスイッチを切るだとか、再利用するだとか、そういう面は触れておりません。これは、今あるエネルギーを、例えば自然に優しい再生可能なエネルギーにしよう。風力だとか太陽光だとか、あとバイオマスだとか、そういうのに切りかえようというので総合的に大変よくまとめられているものであります。そういう点で、市としてこれをつくったのですから、それなりにやっぱり実効があるのかなというふうに思いますので、担当課でもよろしいので、これをつくって、何か実行されたものがあるのかどうかというのをお聞かせ願えればなというふうに思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 先ほど車が1台2.5トンというふうなお話がありましたので、あえてこの部分で答弁をさせていただきたいと思うのですが、実はけさほど私に直接のメールが参りまして、かなりエコについて、エコライフというふうなことについてのご意見が届きました。これは、横垣議員のお友達なのかどうかわかりませんが、これからエコ家計簿もつけようではないかというふうなご提案もあります。

例えば1つ、2つ、ちょっと例を挙げさせていただきますと、今買い物袋、要するにビニールの

手提げ、スーパーに行ったりしますと、ああいうもの、1人当たり年間230枚平均使うそうございまして、その部分、これを今度マイバッグという形にすると、1世帯当たりの年間の二酸化炭素削減効果が58.3キロ、58キロ、60キロくらいの削減効果がある。それから待機電力、よくパソコン、テレビ、冷蔵庫は切ることにはできないのでしょうけれども、ラジオ、そういうふうなものの待機電力、これをなくすると家庭の消費電力約7%から10%、これが要らなくなってくる。その部分においての1世帯当たりの年間の二酸化炭素削減効果は60キロと、こういうふうなお知らせがありまして、そういう意味で少しずつこういう形で、また本定例会でこういう形でさまざまな議論をしている中で、やはりラジオを聞いている方々が、ああ、なるほどそういうことなのか、やはりこういう部分では市役所の中は昼休みは全部電気を消していますけれども、もともとこれはCO₂削減のためではございませんでした。結果的にCO₂削減になっているということでしょうけれども、そういうことで、市行政自体がそういう細かいところに気を使った形で、まず市役所自体、市の関連施設の部分で、そういう意識をまず持つ、そしてそれが広く市民の方々に伝わっていくという形が理想的なのではないかなと、こんな思いをしているところであります。

むつ市地域新エネルギービジョン、実際どうということが現在あるのかということは、昨日だったでしょうか、鎌田議員の木質バイオマスの部分でのご質問もありました。ペレットストーブのご提案もまた何回か前の定例会の中で議員の方からご提言もございました。そういう部分では、なかなかペレットの部分、灯油、要するに油との価格差、それも運賃を含まないで約1円か2円くらいしか変わらない、運賃が含まんでくると、それを運ぶための車はどうなのか、CO₂の削減に効果があるの

だろうかとか、そういう部分までやっぱり考えていかなければいけないでしょうし、昨日もちょっと例を挙げさせていただきましたけれども、B D F、この部分においては、社会福祉協議会で所有しております、市のものなのですけれども、B D F、廃油を使った形でディーゼル車に使用しているというふうな、そういう具体的な例もあるところでありますので、今後そういう部分で、できるだけ環境に優しい形の行政の取り組み方は示していかなければいけないだろうと、こんな思いでございます。

以上です。

○議長（村中徹也） 18番。

○18番（横垣成年） さっき計画は3月中にできるということで、それは全部議員に配布するという形で考えているのかどうか、そこもちょっと確認させていただきます。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 配布をいたしますし、市政だより等々で概略という形のお知らせだとか、ホームページだとか、そういう部分でもお知らせをしたいと、こういうふう考えております。

○議長（村中徹也） 18番。

○18番（横垣成年） 議案の質疑の中だったか、予算審査特別委員会でも私質疑いたしました、ちょっと教育長に再度お願いしたいのは、このエネルギービジョンでもエコスクール、私ここでちょっと傳巻町のことをいろいろ勉強させてもらったのですが、取り上げていたので、これに研修に行ったということで、これをまとめて報告になっております。そういう意味で、これからつくる第三田名部小学校、こういう傳巻町を十分参考にしながら、環境に優しいエコスクールというものを改めて、全部とは言わないまでも、十分取り入れるような、そういう学校づくりができないかどうか、教育長のお考えをお願いしたいと思います。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（新谷加水） 横垣議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

先般もお答えいたしましたように、第三田名部小学校の実施設計に当たりましては、このエコスクールの方でも取り入れたいと。どこまで取り入れられるかは、それはわかりませんが、一定程度の考え方はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（村中徹也） 18番。

○18番（横垣成年） 次の質問に移りますが、学校給食の関係で、先ほどむつ市内産が1%程度だという答弁でございました。ちょっとがっかりしたのですが、やっぱり1%はちょっと余りかなと。むつ市は、たしかトマトはかなり東京のほうに発送しているという話を聞いております。新聞の報道だと、トマトが出てこなかったけれども、県の特産で利用率が高いのがリンゴ、米、ナガイモ。リンゴが99.9%、米が99.4%、ナガイモが98.5%、こういう形で、ちょっとトマトがここに出てこなかったもので、これまたがっかりだったのですが、むつ市はそういう意味でかなりトマトの生産量が多いということで、それなりにまとまった数は十分確保できるのではないかなと思います。ちょっとトマトだけ言うのもあれですから、米なんかも結構むつ産のやつは、川内方面でもかなりとれていると思います。そういう意味で、それこそ本当に大量に手に入るというと、トマトと米が第1候補になれるのではないかなと思いますので、そこら辺の検討、学校給食への採用というのを検討してもらえないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（村中徹也） 教育長。

○教育長（牧野正藏） 先ほど県内産が50%でむつ市産が1%、こんなふうに申し上げたところでご

ざいますが、その1%の中身でございますが、今申し上げましたように、私の手元にある資料によりますと、まず米、それから牛乳、これはむつ市内産でございます。米、めん、牛乳、ジャガイモ、キャベツ、キュウリ、ゴボウ、大根。トマトは期待したほど多くはないようでございますけれども、あらゆる野菜を使わせていただいておりますので、年々拡大はしているところでございます。ただ、私ども近くのスーパーとかに買いに行くのですけれども、むつ市産であっても県内産と表示されているのはいっぱいあるので、私今1%と申しましたのは、明確にむつ市産だといったものだけの数値でございます。したがって、店によりましては県内産というふうな表示というのがありますから、なかなか区別しにくい、県内産のものも相当入っているというふうなことです。

例えばむつ市でできたものでも県内の加工場で加工すると県内産というふうな区別されてしまうものですから、ここまですむつ市のもので、ここからこうだというのはなかなか区別するのが非常に難しいものがあると思います。ただ、今言ったように、もう少しやはりむつ市産のものを使えるような配慮をしなければならないと思うわけでございますが、やはり問題なのは安全であるというふうなことが一番先にあるわけでございます。そういうことで我々も直接生産者と会うのではなくて、農協とか大きい機関の中で大丈夫ですよというふうなお墨つきがあった中ですと、そういう条件が整いますと非常に使いやすくなるのではないかなと、こんなふうに思っています。

昨今の中国製冷凍ギョーザを、あるいはまた偽装問題等含めると、値段もさることながら、やっぱり安全ということを最優先させなければならないというふうな悩みがございますし、それから単にできたから食べてほしいというのではなくて、今各学校におきましては、例えば来月のメニ

ユーを1カ月分各家庭に配布するわけでございます。そうすると、大体10日ぐらい前、20日ごろに翌月のメニューを、例えば3月1日は何を食べますよというふうな、これはだんだんアレルギーの子供が多くなってきているものですから、それに家庭でも対応できるような措置をとっているわけでございます。したがって、相当前から準備していかないと、物ができたから食べてくれ、こういうのではなくて、やはり1年間、前からこのシーズンにはこういうものができますよ、この程度の量が確保できますよというふうなことで、やはりある一定の流通経路を通した中で安定的に供給しやすくなるようなシステムづくりというのを最も学校で望んでいることだろうと、こんなふうに思っております。

先ほど申しましたように、県の学校給食会におきましても、昨今はできるだけむつ市の子供であればむつ市産のものを使いたいと、こんなふうなことを言っているわけでございますので、やはりそういうシステムが確立されてきますと、もっともっと私は地元産というものが使われていくのではないかなと、こんなふうに思っているところでございます。

○議長（村中徹也） 18番。

○18番（横垣成年） もう時間がありませんので。

私先日ある酒屋さんという懇談をいたしましたら、その酒屋さんは、やっぱり地元の米で酒をつくりたいという希望があって、地元から数量を契約してお酒をつくっているのだそうです。当然農作物ですから、天気によって左右されるということで、とれなくなったら、その分また酒屋さんでもその補償はきちっとするというふうな形で契約している。やっぱりこういう形で県の給食会でしたか、このむつ支部なんかも当然あると思いますから、そういうところでぜひそういう形で複数の農業者とか等と交渉しながら地元のものを、それな

りの量を確保できるというふうなシステムづくりをぜひしてもらえないかなということを最後にちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 教育長。

○教育長（牧野正藏） 先ほど県の学校給食会というふうなことで申しました。もう戦後間もなくということでございますが、昭和29年あたりに学校給食法という法律ができ上がりまして、何とかそういう食べられない子供たちに対して学校でせめても給食をさせてということだろうと思っておりますが、あれからもう50年たちました。昭和31年ですから、五十数年ちょっとだろうと思っておりますが、それだけにやっぱりシステムがきちっとしておりまして、安全管理、流通経路、それから一括購入等、あるいはまた経費の点からも非常に安い形でやっているわけでございまして、小学校でありますと1食270円から280円でございます。中学生ですと300円前後というようなことになるわけでございますが、その中でやはり栄養のバランス等々、きのうも問題になりましたのですが、やっぱり高くしますと未納の問題にもつながってくるというようなことがあります。価格の面、栄養のバランスの面、あるいはまた満足度の点ということで、あらゆる角度から考えなければならないことでございます。我々の地元の栄養士さんなども、できれば地元にあるものを使いたいということで、先ほどから何度も申し上げますけれども、そういうシステムでやはり学校が飛びつきやすいような体制があればいつでも注文できるというふうなことでございます。だれが、どこに、どうというふうなことで、栄養士さんと申しまして、1日調理師さんと一緒に仕事をやりたりということでございますから、なかなか時間的な余裕がないわけでございますので、やはり生産者側のほうから、あるいはまたそういう組織のほうから学校に入って、学校の中で一緒に給食を見ていただいて、食

べていただいて、そしてどういうふうな参入の仕方ができるかということをやっぱり研究していたかかないと、生産者ではない一栄養教師には、これはちょっと無理な話のような感じがするわけでございます。だれがどうのではないけれども、やはり流通でももっと見えるようなシステムづくりというのが大事なことはないかなと、こんなふうに思っております。

学校のほうも、いつもしり込みしているのではなくて、そういうチャンスがあればいつでも飛び込みたい、こういう感じでございますので、ご了解いただきたいと思えます。

○議長（村中徹也） これで、横垣成年議員の質問を終わります。

午後 2 時 15 分まで暫時休憩いたします。

午後 2 時 0 2 分 休憩

午後 2 時 1 5 分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

千賀武由議員

○議長（村中徹也） 次は、千賀武由議員の登壇を求めます。10番千賀武由議員。

（10番 千賀武由議員登壇）

○10番（千賀武由） 政友会会派の千賀武由でございます。さきに通告申し上げましたとおり、むつ市議会第195回定例会に当たり一般質問をさせていただきます。市長並びに理事者におかれましては、誠意あるご答弁をご期待申し上げます。

質問に入ります前に、市長におかれましては、新市第2代目市長就任以来7カ月余りがたち、いよいよひとり立ちする1歳の誕生日が参ります。市長におかれましては、どうぞお体を十分ご自愛なされまして、「人と自然が輝く やすらぎと活

力の大地 陸奥の国」を目指して、むつ市発展のためさらなるご奮闘を願うものであります。

また、このたびご退職されます田頭副市長には、長年にわたりむつ市発展のため大変ご尽力を賜りました。ありがとうございました。今後とも副市長におかれましては、ご壮健でますますご活躍されますことをご祈念申し上げます。

それでは、一般質問をさせていただきます。

まずは、質問事項の本庁舎の現状と移転問題についてでございます。本庁舎の移転問題につきましては、昨日の一般質問で富岡幸夫議員も熱のある質問をしたところでございます。本庁舎の移転問題につきましては、過去の議会や説明会において財政等の観点から議論されておりますが、私は視点を変えて質問をさせていただきたいと思えます。

質問の1点目でございますが、本庁舎の現状についてお尋ねいたします。日本列島は、20世紀後半から地震の活動期に入ったと言われております。私の記憶に新しいところでは、1995年1月17日に発生した阪神・淡路大震災、マグニチュード7.3、最大震度7、死者、行方不明者6,437人、戦後最悪の震災であります。その後97年5月、鹿児島県北西部地震、98年5月、石垣島南方沖地震、同じく9月、岩手県内陸北部地震、2000年10月には鳥取県西部地震といずれも最大震度は6を超えております。この傾向は、21世紀に入り、ますます顕著であり、2003年十勝沖地震では、北海道で最大震度6弱を観測しており、2004年10月23日には新潟県中越地方で最大震度7、死者68人、震度6弱以上の余震を4回観測する新潟県中越地震が発生しております。そしてこの地域では、2007年7月16日、最大震度6強の新潟県中越沖地震に見舞われております。幸いにしてという言葉は適切ではないかもしれませんが、この間むつ市は震度6以上の地震は経験しておりません。

本庁舎は、1962年、昭和37年の建設でございます。6年後の1968年、昭和43年5月16日午前9時49分、マグニチュード7.9、震度5の十勝沖地震に見舞われ、3階部分が倒壊するという被害を受けております。以後幾度となく地震のダメージを受けながら改修、改築を繰り返して現在に至っているわけでございますが、もし全国各地で多発している震度6以上の地震がむつ市を襲い、本庁舎を揺らした場合、本庁舎はどれほどのダメージを負い、どのような事態が想定されるのか、想定できる範囲で結構でございますので、お知らせください。

質問の2点目でございます。本庁舎のバリアフリーについてであります。バリアフリーの定義は、広義の対象者としては、障害者を含む高齢者等の社会生活弱者、狭義の対象者としては、障害者が社会生活に参加するうえで生活の支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くための施策、もしくは具体的に障害を取り除いた状態とされており、一般的には障害者が利用するうえでの障壁が取り除かれた状態であると認識されております。もし将来的に何らかの理由により現在予定されております本庁舎移転が不可能となった場合、現在の本庁舎をそのまま使用することになると思われませんが、その際、市長はどのような施策をとられてバリアフリーを具現化しようとなさるのか。市長を初めとして担当職員の方々が庁舎移転に向けて説明会等を開催し、前向きに取り組んでいるさなかにこのような質問をすることは、まことに心苦しい限りであります。個々の施策がありましたら、お知らせを願いたいところでございます。

私が懸念しておりますのは、バリアフリーが叫ばれて久しく時間が流れておりますが、過去を振り返ると、あらゆる選挙において、社会福祉の充実という言葉がひとり歩きしているような感じを

受けます。実態として、むつ市においても身体にハンディのある方が市長選挙、市議会議員選挙に立候補することがなかったため、議場を含めた市庁舎がどうあるべきか議論がなされていなかったように感じるのでございます。新庁舎に向けた説明会でのバリアフリーに関する説明には納得ができましたが、移転しない、もしくはできない場合にはどのように対応するのかお尋ねをしたいと思います。

現庁舎の議場の建物に1階から車いすで移動できるようにエレベーターの設置が可能なのか、傍聴席を含めた議場内を車いすで移動できるように改修、改造が可能なのか、車いすで利用できるトイレの設置は可能なのか、また本庁舎から北庁舎への渡り廊下に自動ドアの設置は可能なのか、2階、3階へのエレベーターの設置は可能なのかお答えを願いたいと思います。

質問の3点目でございます。防災体制についてお尋ねいたします。平成16年10月に発生した新潟県中越地震で震度6以上を観測した地域において、4カ所の市町村役場が地震の揺れにより被害を受け、使用できない状態となりまして、災害の初動対応に大きな支障を来したと言われております。この4カ所の建物は、いずれも昭和56年以前に建てられたいわゆる旧耐震基準の建築物であります。改めて防災拠点となるべき施設の耐震化の必要性が問われることとなった事例であろうと思うところでございます。

防災拠点の役割は、災害対策の指揮と実行、救援、救助、応急、復旧活動、負傷者、避難者の安全な受け入れ、災害情報の発信、収集であります。多くの場合、地域の中核となる公共施設や民間施設が防災拠点として指定され、その任に当たるわけですが、現状として昭和37年に建てられ、昭和43年の十勝沖地震によって大きなダメージを受けたむつ市本庁舎が防災拠点となり得るのかお

答えを願いたいと思います。

質問の4点目、本庁舎移転についてお伺いをいたします。旧アークスプラザの買収に際し、杉山肅前市長が千載一遇のチャンスと称したとされておりますが、ただ単に廉価で新庁舎が手に入るといだけの発言ではないように思われます。現在の本庁舎は、身体にハンディを抱える方々や高齢者の方々、いわゆる社会的弱者の方々にとりましてまことに優しくない、むしろ行政機関の建物としては不親切で不安な建物と言わざるを得ません。特に災害が発生したときの危機管理の観点から見た場合には、最悪の建物と言えるのではないのでしょうか。

仮に職員の方々が執務時間中に災害に襲われた場合、最初にとる行動としては来庁者の安全を確保してから自分も避難されるのではないのでしょうか。そこには、絶対的な時間が必要であります。本庁舎には、この時間の確保ができるだけの強度があるのか、甚だ疑問でございます。市長は、就任当初から、その危険性を認識したうえで説明会等を開催し、庁舎移転に積極的に取り組んでまいりました。そして、その移転予定地に、仮ではありますが、ヘリポートを設置されました。このことは、将来的な危機管理体制を見据えた防災拠点づくりではないかと推察をしておりますが、市長が考える本庁舎移転の必要性と今後の取り組みについてお尋ねをいたしたいと思っております。

次に、質問事項、職員削減と機構改革、職員の適正配置についてお伺いをいたしたいと思っております。新むつ市誕生から丸3年、厳しい行財政事情が続く中での市政運営、大変ご苦労さまでございます。安心と安全が揺らぎ、低迷して久しい昨今の社会経済状況は、なかなか脱却の形が見えないまま、多くの市民は先行きの不安を募らせ、行政需要は多様化、高度化の一途をたどり、産業、福祉、医療、教育、環境などの多くの分野で重要な

課題が山積みしています。そこで、行政に対して的確で迅速な対応がかつてなく強く期待されており、一層の努力を要望するものであります。

他方、行政の担い手である市役所職員については、財政再建に資するため、退職者不補充による削減が着々と進められ、人件費抑制が図られているところであります。私は、組織の肥大化は避け、可能な限りスリムで効率のよい状態にあるべきものと考えていますので、現在行われている職員の削減については理解はしております。しかし、さきに申し述べた行政需要増大との関係から、合理性に欠けた削減、いわゆる経費のみに着目した削減は簡単に許されるものではないと思っております。年々増大する行政需要、逆に減少する職員という状況下で重要になるのが効率のよい組織機構と職員の適正配置であります。市長は、就任以来、産業振興分野と広報広聴分野の強化を重点施策に市政運営に取り組むと聞いております。その構想を実効性の高いものにするためにも、ふさわしい組織機構と職員配置が必要であると思われま

す。また、特に心配されるのが、この3月から始まる団塊の世代の退職でございます。これから三、四年は例年に比べて多数の退職者があると思われま

す。知識や経験豊富な職員が続々と退職することは、その時期を迎えたことでやむを得ないこととございますが、内容的には実人数以上の退職状況が生じるものと予想されます。ますますもって組織機構改革と適正な職員配置が望まれるゆえんでもあります。このような認識で質問をいたします。

第1点目、職員の削減数は合併時の見込みどおりなののでしょうか。

2点目、事務事業に支障を来していないのか、過重労働はないのか。参考までに、平成17年度、平成18年度、平成19年度の退職者数をお知らせください。また、平成18年度、平成19年度の採用者

数、平成20年度の採用予定者数をお知らせください。また、平成17年度当初と平成20年度当初の職員数比較をお知らせください。

3点目、平成17年度以降の職員削減効果は概算でどのくらいでしょうか。

4点目、職員の適正人数と目標達成の予定年次はいつか、お答えください。

第5点目、組織機構改革と重点課題への職員配置の予定についてお答えください。

以上、5点についてご説明、ご所見をよろしくお願いいたしまして、壇上からの質問といたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 千賀武由議員のご質問にお答えいたします。

まず、本庁舎の現況と移転問題についての第1点目、地震時における被害想定についてのお尋ねであります。これまで平成7年の庁舎構造調査の実施結果に基づいて、庁舎が持つ性能と耐震性についてお答えしてきたところでありますが、発生震度を6強と想定した場合、過去の主な震度による被害事例、また現庁舎の性能等を比較した資料によりますと、目安ではありますが、中破相当の被害からそれ以上の被害に至る可能性があるかと推測されるところであります。中破相当の被害では、一部構造体のコンクリートが落下するおそれがあると推定されますことから、庁舎としての利用はかなり困難な状況にさらされるのではないかと懸念しているところであります。

次に、ご質問の第2点目、現庁舎のバリアフリーについてであります。議場内での車いす使用は面積的な要因で通路等の確保が困難であることから対応が難しいと考えられますが、その他のエレベーターや自動ドアの設置については、物理的には可能と考えられます。

身体の不自由な方々にも支障なくご利用いただけるよう、庁舎環境を整えるべきであることは重々承知しているところでありますが、現庁舎の耐震性、経年劣化を考慮いたしますと、残念ながら多額の費用を要する改修整備の施工は困難であります。このことも私が庁舎移転を進める大きな理由の一つであります。移転するまでの間におきましては、上層階の部署にご用事がありましたら、総合案内やお近くの職員にお声をかけていただければ、担当職員が市民ルームを利用して対応させていただきますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

質問の3点目の防災体制について及び4点目の本庁舎移転については、関連する質問でありますので、あわせてお答えさせていただきます。

現本庁舎は、平成7年に実施した庁舎構造調査以降12年経過しており、さらに老朽化が進んでいることも事実であります。防災拠点の条件は、地震などの大規模な災害が発生した場合には、情報収集、避難、救援、救護、被害の最小化、二次災害防止、復旧等に向けた指示及び指揮が迅速かつ円滑に執行できることであり、庁舎にはそのための施設として重要な役割、機能が求められます。

ご質問の1点目にお答えいたしましたように、今度震度6以上の地震が来れば、庁舎としての利用が懸念されますことから、防災拠点としての機能を果たせるかどうか非常に心もとない状況であると受けとめざるを得ないところであります。

市役所には、毎日たくさんの市民の皆様を初めとする来庁者があります。来庁者の安全避難を優先して行うことは当然の義務ではありますが、極めて危険な状況と言わざるを得ません。このことから、予定している庁舎移転を一刻も早く実現することが来庁する市民の皆様の安心安全の確保のためにも必要であり、喫緊であると考えています。

新庁舎においては、防災拠点施設と位置づけ、災害対策本部としての機能を整えた会議室を設置し、災害時には情報収集を初めとして市民の安全避難、応急対策、復旧対策等に向けた指示及び指揮が迅速かつ円滑にできる危機管理体制を確立できるものと確信しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、職員削減と機構改革、職員の適正配置についてのご質問にお答えいたします。まず第1点目の職員の削減数は合併時の見込みどおりなのかとのご質問と、第4点目の職員の適正人数と目標達成の予定年次についてのご質問は、関連しておりますので、あわせてお答えさせていただきます。

合併時の職員の身分の取り扱いについては、3町村の職員は市町村の合併の特例に関する法律第9条第1項の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐこととしており、職員数については合併後速やかに新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるとしていることから、合併時点では具体的な数値目標を掲げておりませんでした。これを受けまして、平成17年4月に平成17年度から5年後の平成21年度を目標年度として、現在ある定員適正化計画を策定したところであります。この定員適正化計画においては、計画当初の平成17年4月1日現在の職員数699名から目標年度であります平成21年度までに19名減の680名に削減するというものであります。しかしながら、平成19年度当初の職員数は、厳しい財政状況による退職者一部不補充から計画どおりの職員採用ができなかったため、既に目標値を上回る670名となっているところであります。このため、現在類似団体との比較や機構改革、事務事業量等を見きわめ、定員適正化計画の見直しを検討する予定であります。

次に、第2点目の事務事業に支障はないのか、また過重労働はないのかとのご質問についてであ

りますが、スリム化された組織の中での事務事業の運営は、高い効率性が求められるものでありますので、行政サービスの停滞を招かないよう、職員の健康管理にも十分に配慮しながら、偏りのない適正な人員配置をまいりましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

参考までに近年の退職者数を申し上げますと、平成17年度と平成18年度はともに33名、平成19年度の退職予定者は41名となっております。また、職員採用数は、平成18年度は16名、平成19年度は12名、平成20年度は12名の採用を予定しております。定員適正化計画の初年度である平成17年度当初と平成20年度当初予定の職員数641名を比較してみると、58名の減となり、率にいたしますと8.3%の減となります。

次に、第3点目の平成17年度以降の職員削減効果は概算でどのくらいかとのご質問であります。単純に平成19年度の退職予定者を含む平成17年度以降の退職者に支給していた給料、手当、共済費の額から平成20年度の採用予定者を含む新採用職員のこれらの額を差し引いた金額で申し上げますと、約8億9,200万円の削減効果が見込まれることとなります。

最後に、第5点目の組織機構改革として重点課題への職員配置の予定についてお答えいたします。まず、組織機構の改革についてであります。私の重要施策の一つに掲げております広報広聴機能の充実については、さきのむつ市議会第194回定例会で御議決賜りました広報広聴課の総務部への組み入れに伴い、新たに総務部内に、仮称ではあります。秘書広聴監を配置し、市民に対する積極的な行政情報の発信や幅広い分野の情報収集に努め、市政に反映してまいりたいと考えております。

さらに、鳥獣対策を専門的に取り扱う仮称鳥獣対策室を経済部に新設し、この分野に精通した職

員を配置し、サルやカモシカ等の保護、被害対策の充実を図ることとしております。しかしながら、千賀武由議員ご指摘のように、経験豊富な職員の大量退職や長引く財政状況の悪化により、極めて厳しい状況の中で、少数精鋭での行政運営になるのではないかと認識しているところであります。いずれにいたしましても、適材適所でメリ張りのある人員配置を心がけ、将来を担う若手職員の人材育成にも取り組み、行政サービスの低下を招かないように十分に配慮しながら、市政の運営に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 10番。

○10番（千賀武由） ただいまは、市長から丁寧なご答弁ありがとうございました。

それでは、順序が逆になりますが、ご了承いただきまして、職員削減と機構改革、職員の適正配置について若干質問をいたしたいと思います。

先ほどご回答いただきました5点については、理解をいたしたところですが、臨時職員の採用についてちょっと伺いたいと思います。また、この臨時職員の採用につきましては、行政サービスの低下にならないように現場の声に応じて私は採用すべきと考えますが、その点はいかがでしょう。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 臨時職員の採用につきましてのお尋ねでございますけれども、この部分におきましても、当初予算等でその金額、そして人数がある程度想定をされているところであります。基本的には行政サービスの遅滞、そして低下のないような考え方で進めていかなければいけないと思いますし、また補正予算等での対応をお願いするというふうな場面もあるかと思っておりますけれども、当初におきましては、現在の予定の中でおさめ、さまざまな部分で協力、補完し合うような体制をとっていきたい。しかしながら、さまざまな

行政需要等が増加した場合には、適宜対応していかなければいけないと、このように考えています。

○議長（村中徹也） 10番。

○10番（千賀武由） 今市長が言ったとおり、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

次の質問でございますが、各庁舎の所長の権限拡大についてひとつお伺ひしたいと思います。旧脇野沢、旧川内、旧大畑、各庁舎所長がおるわけでございます。この権限については決裁事項等の見直し、そして拡充を私は進めるべきではないかと考えておる一人でございますが、その点については、市長、いかがでしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 就任してから各庁舎所長の権限につきましては十分検討させて、その前にさまざまなお声がありました。議員各位からお話もございました。また、おでかけ市長室の際にも住民の方々、また私が就任する前の戦いの中でも、もっともっと権限を付与したらどうなのかというふうな声もよく聞きました。この部分におきましては、なるほど3人の庁舎所長、今懸命にその地域に溶け込んで頑張っているところでありますけれども、組織の中でどのような立場なのか、これからしっかりと明確化していかなければいけないし、庁議においては、当然3人の庁舎所長は一緒に席を同じくして、そのさまざまな案件について協議を進めているところであります。その権限についてもこれから十分な検討をして、ある程度のところまでの権限は有してもいいのではないかなと、今そういうふうな考えでありますので、今後これを具体化していかなければいけない、こんな思いでございます。

○議長（村中徹也） 10番。

○10番（千賀武由） 何とか今後拡充の検討のほうもよろしくお願ひしたいと思います。

職員のほうの最後の質問ですけれども、先ほど

も市長がおっしゃったのでございますが、再度この組織機構改革と重点課題解決のために、今の市長のお気持ちをいま一度お聞かせを願いたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 繰り返すようでございますけれども、組織機構、まちづくりの主役は市民である、そして広報広聴機能を高めるといふ思い、そしてネットワークのよい組織づくり、これを私は一番の念頭に置いているわけでございます。その意味からして、壇上でも申し上げましたように、秘書と、そして広報広聴機能というふうなもの2つを兼ね備えた立場の人間、秘書広聴監という形で、秘書課、私の直属のところに配置をいたしまして、そして秘書課と広報広聴課、これを取りまとめて市民の声をよく聞く、そしてただちに政策的なものがあったら、その部分において組織全体に行き渡らせ、そして組織からまた吸収していって、お伝えをしていく。できることはしっかりとやっていくという体制を、風通しがよく、よりよくしていきたいと、こういう思いで組織の機構を見直していきたいというふうに考えております。

さらに、庁舎が移転というふうなことに、議決されまして、そういう形になりましたら、もっともっとさまざまな部分での組織機構の改革が必要であると思っておりますし、今後行政改革の中でも新年度からは行政改革につまましての対策、これもしっかりとできるような組織もつくっていかねばいけないと、こういうふうに考えているところであります。

○議長（村中徹也） 10番。

○10番（千賀武由） 私は、仕事だけがふえて、組織機構の改革や適正な職員の配置が、ちゃんとやると今市長が言いましたけれども、ないとするならば、職員の士気は低下します。職場の活気が生まれません。そのように私は思いますので、ぜひ

とも市長には配慮を望んで、この件については終わり、次の本庁舎の現状と移転問題について若干の質問をさせていただきます。

再質問の1点目でございます。本庁舎の現状については、端的に申せば、耐震性に問題があり、来庁者の安全避難を考えた場合、ご高齢の方々や身体にハンディのあるいわゆる社会的弱者と呼ばれるの方々にとっては特にということになるかと思っておりますが、極めて危険な状況にあるということでございます。そこで、市長、専門家によりますと、日本列島は現在地震活動度の高い地震科学的に大変アクティブな時期に入っていると。今後30年から50年の間にマグニチュード8クラスが四、五回起こるであろう、そしてこれらの前後に起こるマグニチュード7クラスの地震の数は、その10倍に達すると予測をしております。ただし、これは地域を特定しているものではありません。日本列島全体でということではありますが、ただ過去の長期予測はかなりの確率で当たっておるのでございます。1978年に地震予知連絡会が今後地震の観測を強化すべきと10地域を指定しましたが、20周年を経て確認したところ、8地域で地震が発生しており、実にその80%の確率で当たっていたということでございます。この予測からしても、日本列島、どこで大きな地震が発生しても不思議ではございませんし、むつ市にとっても憂慮すべき状況と言わざるを得ないのではないのでしょうか。

本庁舎の移転は、私の記憶では平成20年9月と記憶しておりましたが、先般の説明会では、日程がずれ込むとのことでした。私が懸念するのは、この期間に災害が発生した場合の本当の防災体制でございます。先ほどの答弁では、現本庁舎は防災拠点施設としては使用できないということでございますが、ご存じのとおり、どこの自治体でも大きな災害時には必ずと言ってよいほど

防災拠点に対策本部を設けて初動対応を行っております。むつ市においては、どのように二次災害を最小限に食いとめるべき初動対応及び応急対応を行うつもりなのか、その点についてお伺いをしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 千賀議員にお答えいたします。

地震の件を最初にお話しになりました。プレートテクトニクス理論というふうなことで、太平洋側から沈み込む部分、そして日本列島の上が潜り込んでいって、そここのところのあつれきではじけていくのが何か日本列島を取り囲む地震の原理だというふうなことは記憶しております。その意味からして、今議員ご指摘のとおり、あす起きてても不思議ではないというふうな大地震、このアクティブな期間に入ってきているというご発言でございましたけれども、私もそういうふうに思います。ただ、その部分で不安だけをおおるというふうな部分は私は立場上また控えなければいけないし、やはりこれから何かあったときのための安心感をもたらさなければいけないという立場、そちらのほうを私は優先的に考えてお話をさせていただきたいと思います。

防災拠点の部分におきましては、復旧活動に支障を及ぼすだけでなく、本庁舎が先ほどお話しいたしましたように、震度6強ということになりますと、中破というふうなことで、さまざまな壁が落ちてくるという部分まで想定されると。震度6強を想定すると、そういうことが想定される状況であるということですので、防災拠点というふうなことにはなかなか考えることはできないのではないかと。その部分において、ただちに指揮、そして指示を出し救援物資、救援隊、そういう配置が本庁舎のところでできるのかどうかということは考えにくい現状であろうと、こう思います。そ

れがゆえに、ならばこのご懸念されている新庁舎に移るまでの間にそういう一大災害が発生した場合ということは、担当のほうにその部分のシミュレートもおこななければいけないだろうということは指示を出しているところでありますので、その部分については本当に安全で安心なところで防災対策をとっていく必要があるし、その責務は私にも課せられている責務であるし、市に課せられている責務であると、こういうふうに認識をしているところであります。

その意味からして、防災拠点ということでお話をさせていただきますと、昨日富岡幸夫議員のお話の中でもありましたけれども、防災拠点の役割というのは、災害対策の指揮と実行、そして救難救助、応急復旧活動、災害情報の発信収集、そして万が一負傷者等、そして避難者、そういうふうな方々が出た場合、安全な受け入れをしなければいけない、こういうふうな大きな役割があるわけでありまして。その意味からすると、現在想定しておりますアークスプラザ跡地のあの予定地、あそこには非常にそういう意味では広大な駐車場もあります。そして、建物自体が1.25掛けでも安全であるという設計上の部分でもご理解をいただいていると思いますし、さらにヘリポートのお話も出ました。ヘリポートの運用も、もう実際しております。そして、近くには運動公園という、またヘリポートとして使える部分もあります。そういうさまざまな部分で、道路状況も非常にようございまして、防災拠点としては立派な役割を果たせるものだと、こういうふうに思います。

さらに、あそこは隣にたしか河川が流れて、その川に雨水を一気に流してしまうと、ちょっと下のほうが洪水の関係もありますので、雨水の貯留槽があるというふうに聞いております。その雨水の貯留槽を災害があったときにさまざまな部分で、例えば山林火災の場合はその水を使っての消

火活動、それもできますでしょうし、さらにさまざまな用途、方法ということが想定をされるのではないかと、こういうふうを考えておりますので、防災拠点としては、これは有効的な活用ができるものと、こういうふう思うところであります。

○議長（村中徹也） 10番。

○10番（千賀武由） 今防災拠点について市長から伺ったわけでございます。いわゆるこの防災拠点施設というのは、活動拠点として機能が確保されるためには、建物や設備が損傷を受けないことが最も大切な状況となりますし、防災拠点の被災は復旧活動に支障を及ぼすだけでなく、被災者の生活支援にも大きな影響を及ぼす、このようになると思いますので、防災拠点のことについては、ひとつよろしく肝に銘じておいてほしい、そのようにも思うところでございます。

次の質問でございます。旧アークスプラザ買収に際しまして、私も先ほど申し上げましたが、杉山前市長が千載一遇のチャンスだと称しております。宮下市長におかれましては、市長になって8カ月になられますが、何の意味でそのように称したのか、市長の立場になられて、今であれば理解ができることがありましたらお知らせを願いたい、そのように思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 杉山前市長が千載一遇というふうなお話を議会にもお示しされて、さまざまな議論がなされたわけでございます。私はその部分で前市長のその心中、さまざまな、ここは推測という部分も入ろうかと思えますけれども、現庁舎がこういう状況では防災拠点とはなり得ないであろうし、そしてその命を守るためにやはり必要な場所、建物というもの、さらには建物として、その利用のストップするような社会環境、状況であったという部分で、価格がはっきり言って安く済む、そういう部分、もろもろのことをひっくり

めましての千載一遇ということのお話であったのではないかなと。

さらに駐車場の広さ、土地の広さ、そういう部分も私はお考えになったのではないのかなと、こういうふう思うところあります。なかなか一言で私の考え、そして前市長のその心中、表現はできないのですけれども、さまざまな私の発言の中での総合的な見方、新庁舎に対する思いということでご理解をいただければなと、こういうふうに思います。

○議長（村中徹也） 10番。

○10番（千賀武由） 理解をいたして、最後でございますが、いろいろ財政とかこういう庁舎移転もでございます。市長にとって今一番大切なものは何なのか、そこを少しお教え願いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 一番大切なこと、行政の今トップ、行政の長として、その立場、その公職を預かっている者といたしまして、私は一番大切なものは市民の命であるし、健康であると、こういうふう考えております。やはり先ほどもお話をいたしましたように、仮に本庁舎にこの時点で大震災が訪れたならば、震度6強という形になりますと、中破という形でさまざまな被害が想定されると。その部分において、やはり守るべきは庁舎に訪れている方々、そしてまた職員でもあります。そういう部分のまず命、これを守らなければいけない。

そして、さらに市内一円にそういう災害が発生し、さまざまな部分で命、また財産の部分で被災を受けた方々、それを守ること、つまりこれは究極的に命を守ることに最後の、仮に1つということになれば、命を守ることというお答えになるかと思えます。それまでには、さまざまなことを重ね合わせ、そして積み重ねていって、この命を

守るために庁舎移転を完成させたいと、こういうふうに思っておりますので、よろしくご協力のほどお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 10番。

○10番（千賀武由） よく理解をしたところでございます。

財政再建、そして法律に基づく手続、いろいろどれもこれも大切であると思います。しかし、命の尊厳はすべてを超越したものと私は考えます。市長にとりましては、懸案事項が大変に山積みしている時期でございますが、財政再建と庁舎移転のバランスをとっていただきまして、どちらも早期実現をしていただくことを切にお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（村中徹也） これで、千賀武由議員の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（村中徹也） 以上で本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。3月17日は議事整理のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、3月17日は議事整理のため休会することに決定いたしました。

なお、明3月15日及び16日は休日のため休会とし、3月18日は工藤孝夫議員、馬場重利議員、山崎隆一議員、野呂泰喜議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時04分 散会

